

第3次

広島市 男女共同参画基本計画



令和3年(2021年)3月

 **広島市**
The City of Hiroshima

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
4	計画において取り組むべき事項	1
5	計画の基本方針	4
6	計画における施策の指標	4
7	本市が目指すべき姿	5

第2章 各施策について

I	施策体系	6
II	基本方針、基本施策及び具体的施策	
1	あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大	9
2	働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立	15
3	安心して暮らせる社会の実現	24
4	女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援	30
5	男女の人権を尊重する市民意識の醸成	39
III	施策の指標の一覧	46

第3章 計画の推進体制 48

参考資料

・	第3次広島市男女共同参画基本計画の策定について（諮問）（写）	51
・	広島市男女共同参画審議会の審議状況等	52
・	広島市男女共同参画審議会委員名簿	53
・	男女共同参画社会基本法	54
・	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	57
・	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	62
・	広島市男女共同参画推進条例	68
・	男女共同参画に関する広島市・国・世界の動き	70
・	用語解説	72

第1章 計画の基本的な考え方

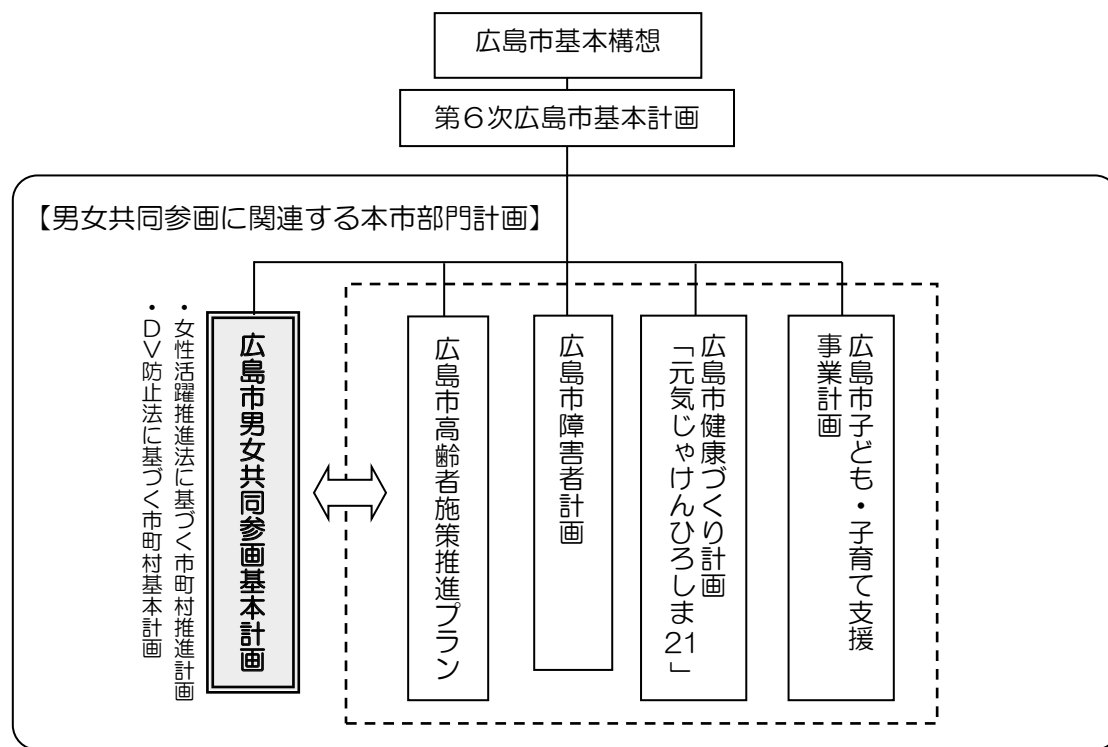
1 計画の目的

「第3次広島市男女共同参画基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）は、「広島市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）の理念に基づき、広島市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、本市が目指す「国際平和文化都市」に欠かせない要件の一つである、性差による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的として策定するものです。

2 計画の位置付け

第3次基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画及び条例第8条に基づく基本計画であり、「第6次広島市基本計画」の部門計画として位置付けます。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく市町村基本計画としても位置付けます。



3 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とします。

4 計画において取り組むべき事項

(1) 「第2次広島市男女共同参画基本計画」（以下「第2次基本計画」という。）の推進状況等を踏まえた課題への対応

第2次基本計画の推進状況や市民を対象に実施した男女共同参画に関するアンケート等の調査結果等を踏まえて整理した以下の各課題に対応した施策を盛り込みます。

- 本市及び企業等での女性の職域拡大や管理職への登用の一層の促進
- 男女が個性や能力を発揮して働くための職場環境づくりや意識改革、社会基盤整備の推進
- 生活上の困難に対する支援の一層の充実と多様性を尊重する環境の整備の推進
- 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援の一層の充実
- 男女共同参画についての意識を高めるための教育・啓発の一層の推進

(2) 社会情勢の変化に伴う課題への対応

少子高齢化、働き方・暮らし方の変革、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の流行など、社会情勢の変化に伴い様々な課題が一層顕在化することが懸念されるため、これらの課題に対応した施策を盛り込みます。

(3) 国の動向等への対応

「第5次男女共同参画基本計画」の策定（令和2年(2020年)12月閣議決定）を始めとした国の動向等に対応した計画とします。

ア 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

平成30年(2018年)5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務を定め、政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど自主的に取り組むよう努めることとされました。

イ 「女性活躍推進法」の改正

令和元年(2019年)6月に「女性活躍推進法」が改正され、常時雇用する労働者が301人以上の事業主における女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度（プラチナえるぼし）が創設され、さらに、令和4年(2022年)4月1日からは一般事業主行動計画の策定及び女性活躍に関する情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されることとなりました。

ウ 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等の改正

令和元年(2019年)6月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、事業主が職場におけるパワー・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を行うことを義務付けるとともに、労働者が事業主にセクシュアル・ハラスメント等を相談したことを理由とする不利益取扱いを禁止することなどとされました。

エ 「児童福祉法」等の改正

令和元年(2019年)6月に「児童福祉法」等が改正され、DV防止対策と児童虐待防止対策の連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努め、児童相談所は、DV被害者の保護のために配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよ

う努めることとされました。

オ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」の改正

令和元年(2019年)12月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」が改正され、育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができることとなりました。

カ 「少子化社会対策大綱」の策定

令和2年(2020年)5月に総合的かつ長期的な少子化に対処するための指針として「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、子育て世代への対応として、令和7年(2025年)までに男性の育児休業取得率を30%とするなどの数値目標が掲げられ、配偶者の出産直後に休業を取得しやすくなる仕組みの検討を行うことなどが示されました。

キ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定

令和2年(2020年)5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項が示されました。

ク 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年(2020年)6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和2年度(2020年度)から3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策の推進、教育・啓発の強化に取り組むこととされました。

ケ 「第5次男女共同参画基本計画」の策定

国の「第4次男女共同参画基本計画」の計画期間が令和2年度(2020年度)で満了するため、令和元年(2019年)11月に内閣総理大臣から男女共同参画会議に対し諮問し、令和2年(2020年)11月に同会議から「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について(答申)」が示されました。これを受けて、令和2年(2020年)12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(4) 持続可能な開発目標(SDGs)との関連

平成27年(2015年)9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された持続可能な開発目標(SDGs)のうち関連するものを示します。

【第3次基本計画に関連するSDGs】

	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
---	--

 3 すべての人に健康と福祉を	3 全てのの人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
 4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う。
 8 働きがいも経済成長も	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
 10 人や国の不平等をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
 16 平和と公正を全ての人に	16 平和と公正を全ての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
 17 パートナリープで目標を達成しよう	17 パートナリープで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

5 計画の基本方針

第3次基本計画では、5年間で集中的・重点的に取り組むための5つの基本方針を設定し、各基本方針に沿った基本施策・具体的施策を掲げて展開します。

- 1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
- 3 安心して暮らせる社会の実現
- 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

6 計画における施策の指標

第3次基本計画では、基本方針ごとに施策の指標を掲げ、それぞれ目標値を設定の上、達成を目指します。

7 本市が目指すべき姿

第3次基本計画では、次に掲げる姿を目指します。

本市が目指すべき姿

国際平和文化都市

世界に輝く平和のまち

国際的に開かれた活力あるまち

文化が息づき豊かな人間性を育むまち

男女共同参画社会の実現

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮できる『男女共同参画社会』の実現を目指す

市、市民、NPO、
企業等の連携・協
働による取組

第3次広島市男女共同参画基本計画の基本方針

- 1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
- 3 安心して暮らせる社会の実現
- 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

【広島市男女共同参画推進条例】

（前文）

「平和とは紛争や戦争のない状態だけをいうのではない。すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる。男女においては、性別による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが必要である。それは、本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであり、これまで、各種の取組が行われてきた。」

（基本理念）

- 1 男女の人権尊重
- 2 社会における制度又は慣行への男女共同参画の配慮
- 3 男女の政策又は方針の立案及び決定への共同参画
- 4 男女の家庭における生活と他の活動の両立
- 5 性と生殖に関する健康に関しての男女の人権尊重
- 6 国際社会の動向への留意

第2章 各施策について

I 施策体系

【凡例】

基本方針

基本施策

具体的施策

基本方針1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 審議会委員への女性の選任の推進
- (2) 行政委員会等への女性の参画の拡大
- (3) 市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進

(関連するSDGs)



2 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進

- (1) 市の関係団体等における女性登用の促進
- (2) 女性の地域活動への参画の支援
- (3) 地域活動に取り組む団体の方針決定過程への女性の参画の促進

3 防災・復興における女性の参画の拡大

- (1) 防災・復興における女性の参画の拡大

基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

1 働く場における男女共同参画の推進

- (1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の活躍に向けた取組の促進
- (2) 働く場におけるハラスメントの防止に向けた取組の促進

(関連するSDGs)



2 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備

- (1) 育児・介護休業制度等の定着と柔軟で多様な働き方の促進
- (2) 市役所における職業生活と家庭生活の両立の推進

3 男性にとっての男女共同参画の推進

- (1) 男性への意識啓発等の推進
- (2) 男性の家庭生活・地域活動への参画を促す取組の推進

4 子育てや介護等の支援の充実

- (1) 保育サービス等の充実
- (2) 介護サービス等の充実

5 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進

- (1) 多様な就業ニーズに対応した就業支援
- (2) 経営の主体となる女性の育成・支援

6 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

- (1) 自営業における男女共同参画の推進のための取組の実施
- (2) 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進

基本方針3

安心して暮らせる社会の実現

1 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- (1) ひとり親家庭に対する支援の充実
- (2) 雇用に関連して貧困などの問題を抱える人への対応
- (3) 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備
- (4) 外国人市民に対する支援の充実
- (5) 多様な性のあり方への理解の促進と支援

(関連するSDGs)



2 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

- (1) 妊娠・出産期の健康の保持増進のための支援
- (2) 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援
- (3) 性差医療の推進

3 性と生殖に関する健康と権利の浸透

- (1) 啓発の推進

基本方針4

女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

1 女性に対するあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応

- (1) 女性に対するあらゆる暴力についての実態把握と対応
- (2) 啓発の推進及び教育・学習の充実
- (3) 女性に対する暴力のない安心して暮らせるまちづくりの推進

(関連するSDGs)



2 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実

【DV防止法に基づく市町村基本計画】

- (1) 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成
- (2) 被害者への相談支援の充実
- (3) 被害者の保護体制の充実
- (4) 被害者の自立支援の充実
- (5) 関係機関との連携の強化

3 セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実

- (1) 防止対策の推進
- (2) 被害者への支援

4 女性や子どもに対する性犯罪・性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進

- (1) 女性に対する性犯罪・性暴力や売買春、ストーカー行為などの根絶に向けた対策の推進
- (2) 子どもに対する性犯罪・性暴力などの根絶に向けた対策の推進

1 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

(1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

2 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進

(1) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進

3 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進

(1) 広報・啓発活動の推進と男女共同参画の視点からの適切な表現の徹底

4 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実

- (1) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進
- (2) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進
- (3) 情報教育の推進
- (4) 家庭における男女共同参画に関する教育の支援
- (5) 性や健康に関する教育・啓発の推進

5 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

- (1) 国際社会の動向への理解の促進
- (2) 男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の推進

(関連するSDGs)



Ⅱ 基本方針、基本施策及び具体的施策

基本方針

1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会は、男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる社会であり、あらゆる分野に男女が参画することにより、多様な人材の能力の活用、新たな視点や発想の取り入れ等につながり、社会に多様性と活力をもたらします。

国においては、「社会のあらゆる分野において、令和2年(2020年)までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にする」という目標を設定し、取組を進めてきましたが、社会の構成員の半分を占める女性の様々な分野における政策・方針の立案及び決定への参画は、諸外国と比較し引き続き低水準にとどまり、この目標が社会全体で十分共有されるには至っていません。

本市においても、条例の基本理念の一つとして、「政策又は方針の立案及び決定への共同参画」を掲げ、政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大に率先垂範して取り組むこととしています。

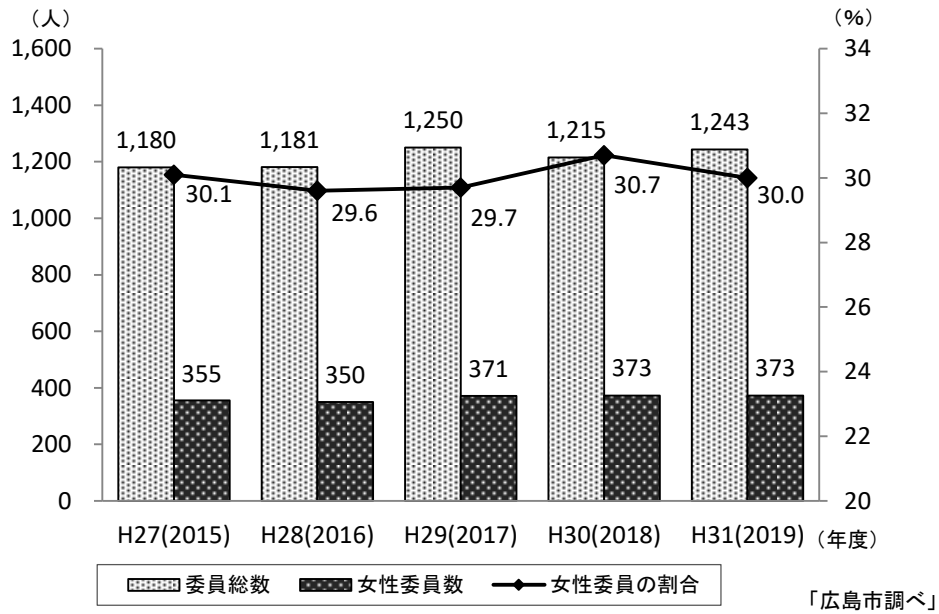
第2次基本計画においては、令和3年(2021年)4月1日時点で、全ての審議会の委員数の割合を男女いずれも40%以上にする、市職員の管理職に占める女性の割合を16%以上にするとの目標を重点指標として掲げ、取組を進めてきました。

地域活動には多くの女性が参加している一方で、平成31年度(2019年度)に実施した男女共同参画に関するアンケート調査結果を見ると、町内会などの地域活動での男女共同参画については、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」と回答した人が多く、方針決定過程への女性の参画が少ないのが現状です。

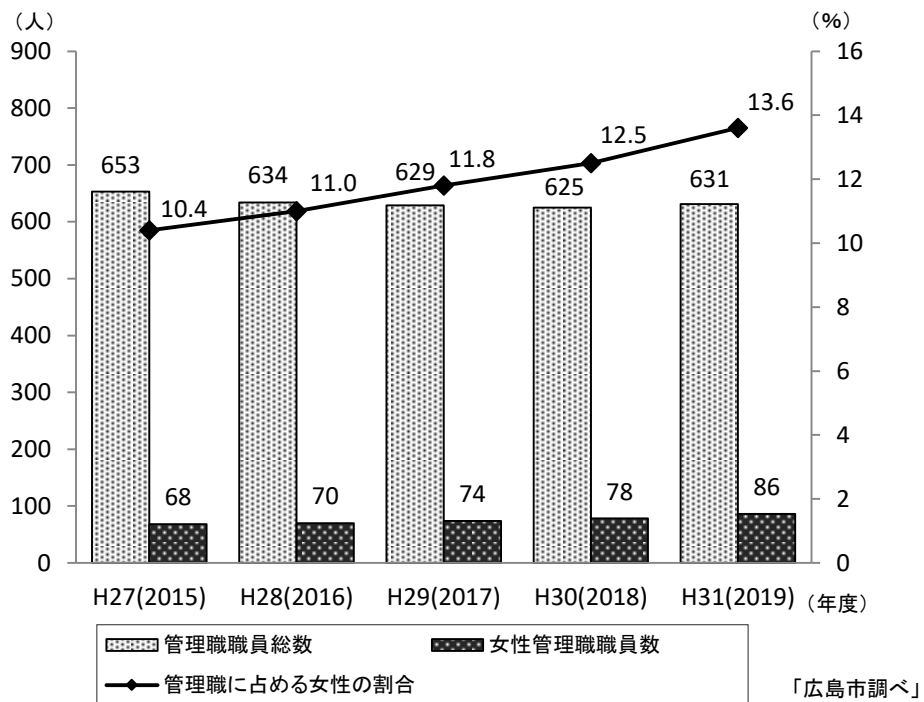
また、近年、全国各地で豪雨や大地震などの大規模災害が発生しており、本市においても、平成26年(2014年)8月、平成30年(2018年)7月に甚大な豪雨災害に見舞われました。災害・復興時における男女共同参画の視点を取り入れた取組や意思決定過程の場への女性の参画を一層進めることが重要です。

男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定過程に男女が社会の対等な構成員として参画することが大変重要です。本市自らが引き続き女性登用等に積極的に取り組むとともに、国・県と連携して企業や地域団体などに働き掛けを行い、様々な分野で女性がその持てる能力をいかんなく発揮できるよう、女性の参画の拡大を図っていく必要があります。

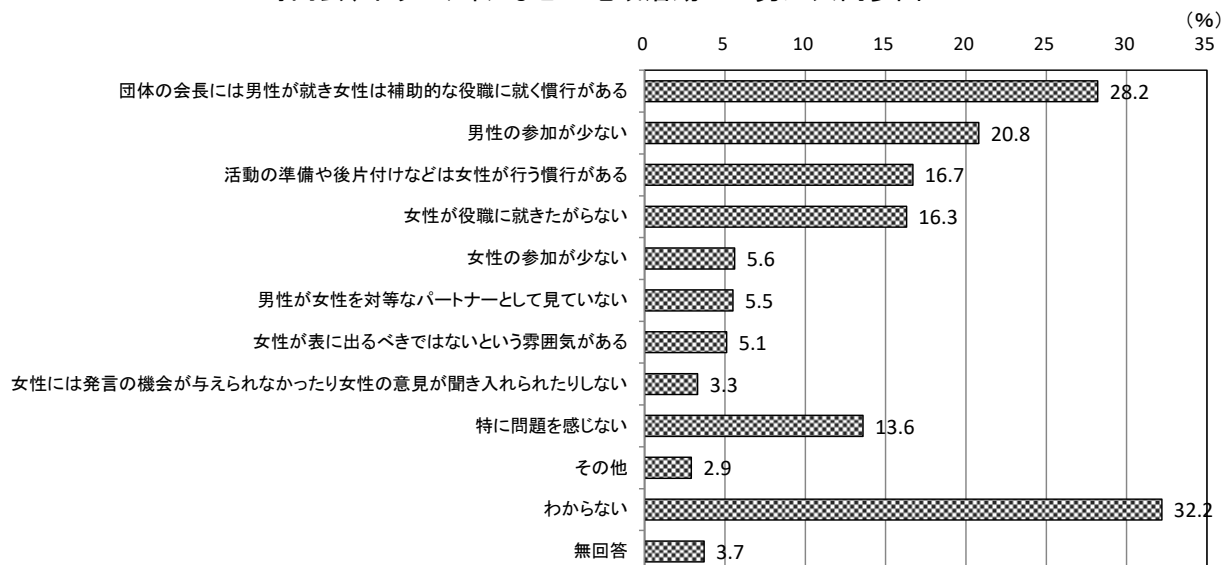
審議会委員に占める女性の人数と割合の推移



管理職に占める女性の人数と割合の推移



町内会、ボランティアなどの地域活動での男女共同参画について



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成31(2019)年度)」

基本施策

1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、地方公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則を前提としつつ、女性活躍推進法における特定事業主行動計画である「広島市女性職員活躍推進プラン」に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組めます。

(1) 審議会委員への女性の選任の推進

ア 女性委員を選任するための取組の充実

女性委員の選任状況に応じた審議会ごとの段階的な目標数値の設定や、充て職（特定の職にあることを理由とした選任）について必然性を検討した上での見直し、審議会の設置目的等に応じた公募による委員の選任などにより、女性委員の選任に積極的に取り組みます。

イ 審議会委員の選出母体となる団体の役員への女性の登用促進

審議会委員の選出母体となる団体に対し、役員への女性の登用について働き掛けなどを行います。

(2) 行政委員会等への女性の参画の拡大

ア 女性委員を選任するための取組の充実

行政委員会の委員については、委員会ごとに目標数値を設定するとともに、委員の選出母体となる各種団体等に対する女性の登用についての積極的な働き掛けなどにより、各行政委員会における女性委員の増加を図ります。

また、人権擁護委員などの市が推薦する委員等についても女性の参画を推進します。

(3) 市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進

ア 女性職員の職域拡大と育成の推進

「広島市女性職員活躍推進プラン」に基づき、性別に捉われない業務分担や女性職員の職域拡大、幅広い職務経験の付与や研修の充実による女性職員の育成、先輩女性職員との交流を通じた女性自身の意識の改革等を進めます。

イ 女性職員の登用の推進

幹部職員等への登用に向け、女性職員個々の能力、適性に合った計画的な育成を図ります。

ウ 学校管理職への女性の登用の推進

学校管理職である校長、教頭の校務の軽減を図りながら、研修の充実による女性教員の育成や女性自身の管理職への意欲の醸成を図り、校長や教頭への女性の登用を計画的かつ積極的に推進します。

<主な取組>

取 組	所 管 局
審議会委員選任の際の事前協議(1-(1)-ア)	市民局
男女共同参画啓発リーフレットの作成(1-(1)-イ)	市民局
市の女性職員のライン職への配置や職域の拡大(1-(3)-ア)	企画総務局
市の女性職員の本庁の企画・管理部門への積極的配置(1-(3)-ア)	企画総務局
先輩女性職員との交流の場づくり(1-(3)-ア)	企画総務局
市の女性職員の国、自治大学校等への派遣研修の実施(1-(3)-ア)	企画総務局
ダイバーシティに関する職員研修の実施(1-(3)-ア)	企画総務局
市の女性職員のキャリア形成支援に関する研修の実施(1-(3)-ア)	企画総務局
学校における女性が働きやすい職場環境づくりに向けた子育て支援プラン説明会の実施(1-(3)-ウ)	教育委員会
市の女性教員の国等への派遣研修の実施(1-(3)-ウ)	教育委員会

基本施策

2 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進

市の関係団体（市が資本金を出資している団体など）や、市が補助金を交付する各種団体に対して、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう、その取組の支援や働き掛けを行います。

また、地域活動における方針の立案及び決定への女性の参画を促進するため、女性の学習などを支援するとともに、地域活動に取り組む団体に対して女性の登用などについて具体的な働き掛けを行います。

(1) 市の関係団体等における女性登用の促進

ア 女性職員の登用に向けた取組の支援

市の関係団体における方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう、団体への情報提供などにより団体での取組を支援します。

イ 補助金交付団体における役員への女性の登用促進

市が補助金を交付する各種団体における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用についての働き掛けなどを行います。

(2) 女性の地域活動への参画の支援

ア 女性リーダーの養成

地域活動における方針決定過程への女性の参画を促進するため、研修などにより引き続き地域活動への女性の参画意欲を醸成し、リーダーを養成します。

イ 女性団体等の活動への支援

活動場所や活動内容に関する情報提供や助言などにより、女性団体等の活動を支援します。

(3) 地域活動に取り組む団体の方針決定過程への女性の参画の促進

ア 女性役員登用の働き掛け

地域活動に取り組む団体における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用の働き掛けなどを行います。

<主な取組>

取 組	所 管 局
男女共同参画啓発リーフレットの作成（再掲）(2-(1)-ア)	市民局
補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働き掛け(2-(1)-イ) (2-(3)-ア)	市民局
男女共同参画推進センターにおける女性の活躍推進を図るための講座の開催(2-(2)-ア)	市民局
広島市女性団体連絡会議補助(2-(2)-イ)	市民局

基本施策

3 防災・復興における女性の参画の拡大

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災・復興分野において、地域防災に関する方針決定過程の段階からの女性の参画の拡大を進め、平常時から災害・復興時までの各段階で男女共同参画の視点を取り入れた活動が行われるよう取り組みます。

(1) 防災・復興における女性の参画の拡大

ア 女性の参画促進と男女共同参画の視点の導入

広島市防災会議への女性の積極的な登用や、地域の自主防災組織等への女性の参画を促進し、地域防災に関する方針決定過程における男女共同参画の視点からの取組を推進します。

<主な取組>

取 組	所 管 局
女性地域防災リーダーの養成(3-(1)-ア)	危機管理室
男女共同参画推進センターにおける男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の開催(3-(1)-ア)	市民局
男女共同参画の視点に立った避難所運営の支援(3-(1)-ア)	危機管理室、市民局
女性消防団員の育成・支援(3-(1)-ア)	消防局

施策の指標

	指 標	単位	現状値 (年度)	目標値 (期限 (年度))
	審議会委員における女性の割合を増やす	%	30.0 (H31(2019))	40.0 (R7(2025))
新	女性委員がいない審議会をなくす	審議会	4 (H31(2019))	0 (R7(2025))
	市職員の管理職における女性の割合を増やす	%	13.6 (H31(2019))	21.0 以上 (R7(2025))
	市立学校教員の管理職における女性の割合を増やす	%	校長 24.5 教頭 38.6 (H31(2019))	校長 30.0 教頭 40.0 (R7(2025))
新	女性地域防災リーダーの割合を増やす	%	16.3 (H31(2019))	20.0 (R7(2025))
	消防団における女性の中級幹部（分団長・副分団長の階級にある者）の数を増やす	人	24 (H31(2019))	27 (R7(2025))

関連するSDGs



基本方針

2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

【現状と課題】

これまで、女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」の解消が課題とされてきましたが、保育の受け皿整備などの両立支援施策を背景に、第1子出産前後に就業を継続する女性の増加により、M字の底が浅くなりつつあります。

しかし、その就業内容を見ると、正規雇用で働く女性の比率が20歳代後半でピークを迎えた後、低下を続けるという「L字カーブ」という新たな課題が提起されています。これは、女性の働き方が依然としてフルタイムの正規雇用とパートタイムの非正規雇用に二極化し、出産後、育児等との両立のため非正規雇用を選択せざるを得ない女性が多いためと考えられます。非正規雇用については、多様な働き方の選択肢の一つとしての積極的な意義もある一方、長期的なキャリア形成を通じた能力の発揮の阻害要因となるとともに、正規雇用との待遇差があることから、女性の貧困や男女間格差の一因になっているとの指摘もあります。

そうした中、令和元年(2019年)6月、女性活躍推進法が改正され、女性労働者の活躍推進に係る一般事業主行動計画の策定義務の対象が、常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されることとなりました(令和4年(2022年)4月1日施行)。これにより、女性が働きやすい環境整備の一層の加速が期待されます。

女性の働く場における活躍は、企業等における女性登用を促進し、ひいては、政策・方針決定過程への女性の参画拡大にもつながっていきます。

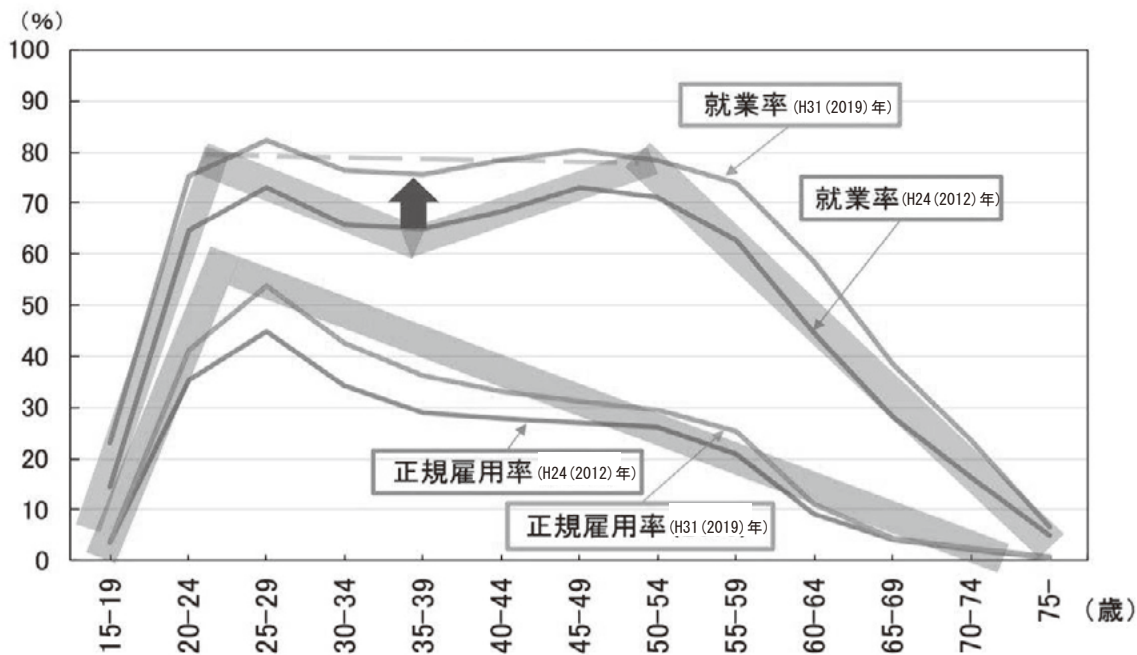
女性が出産、育児等にかかわらずその能力を発揮し就労の継続を可能にするには、保育サービス等の充実などの社会基盤整備はもちろんのこと、男性側の意識改革や家庭生活への積極的な参加が不可欠です。

しかし、平成31年度(2019年度)に実施した男女共同参画に関するアンケート調査結果を見ると、収入を得ること以外の家庭における役割(家事、育児など)について、「妻が中心」との回答は、経年では低下傾向にあるものの、いまだに妻が多く担っている現状となっています。これは、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることの表れでもあり、市民一人一人のこうした意識の解消も併せて進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、多くの企業でテレワークの導入やオンラインの活用が進み、その働き方に変化が見られました。柔軟で多様な働き方は、働く場における女性の活躍や男性の家庭生活への積極的な参画の促進につながります。

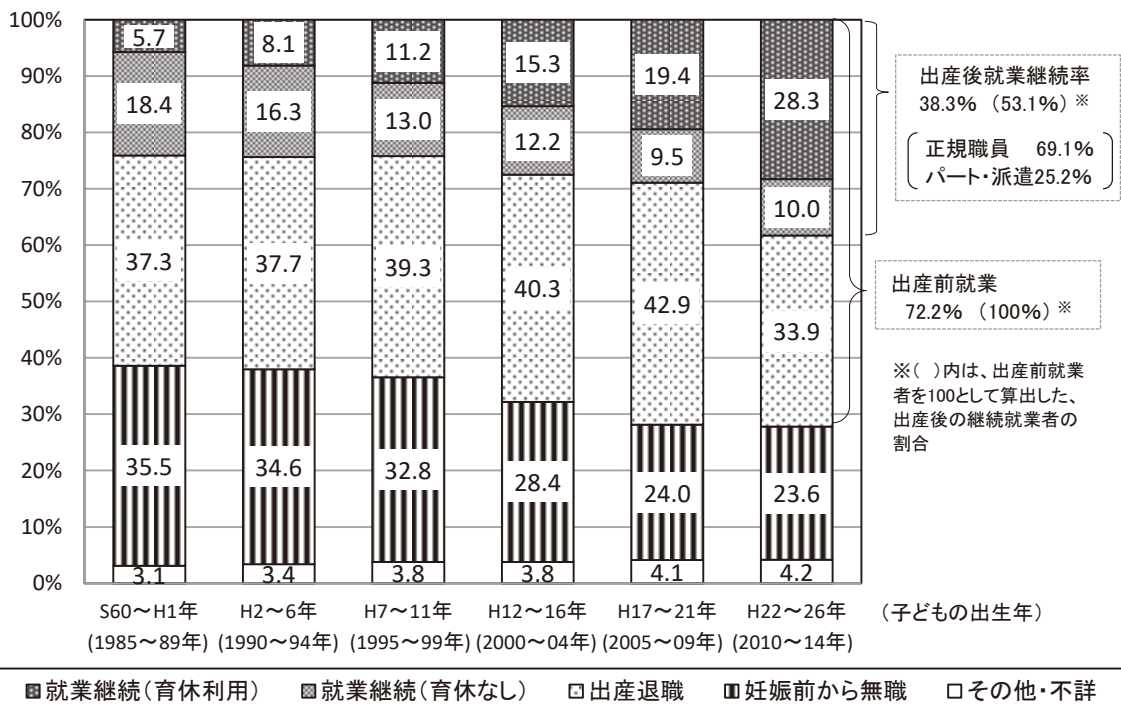
本市においては、この「基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立」を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け、男女が共にその個性や能力を十分に発揮することができる働きやすい職場づくりや、ワーク・ライフ・バランスの促進のための取組を進めていきます。

女性の就業率と正規雇用率



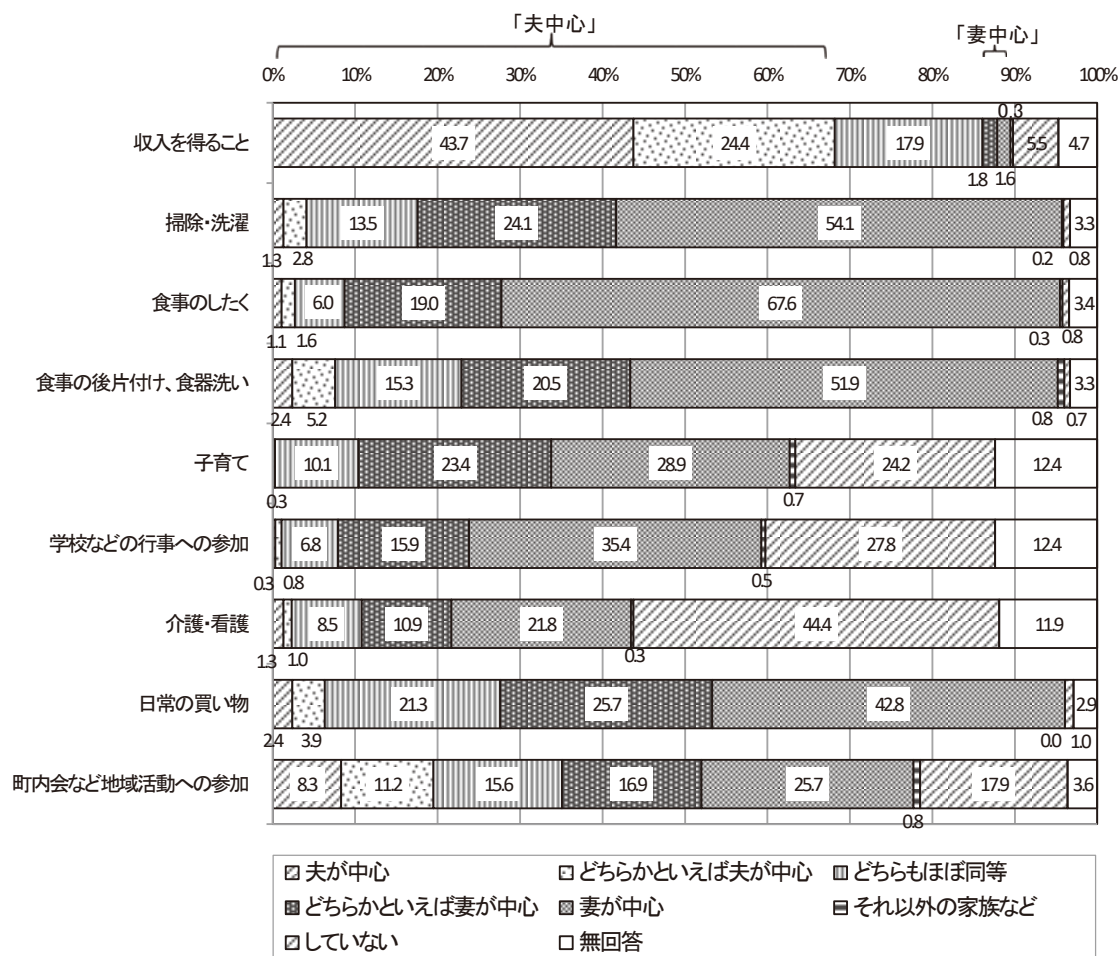
総務省「労働力調査（詳細集計）」

第1子出産後の女性の就業状況



国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)(平成27(2015)年)」

家庭における役割分担



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成31(2019)年度)」

基本施策

1 働く場における男女共同参画の推進

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を更に推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者に対するインセンティブの拡充や、国・県等と連携しながら、女性の職業生活における活躍に向けた取組を促進します。

また、男女が共にその個性や能力を十分に発揮する働きやすい環境とするため、職場におけるハラスメントの防止に向けた事業者等の支援に取り組みます。

(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の活躍に向けた取組の促進

ア 事業者に対する男女雇用機会均等法等の遵守の周知・啓発

性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いの廃止、男女間の賃金格差の解消などの男女雇用機会均等法等の履行の確保や、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消などについて、国・県等と連携して、継続的に事業者に対する周知・啓発を図ります。

イ 女性活躍推進法に基づく事業者の取組の支援

女性の活躍推進に取り組む民間事業者の表彰、入札制度における優遇措置、特色のある事例の

広報等のほか、事業者による女性が働きやすい職場づくりや女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定などの取組を支援します。

(2) 働く場におけるハラスメントの防止に向けた取組の促進

ア 事業者等に対する周知・啓発

事業者や労働者に対し、ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等）に関する法令や制度、相談窓口等について周知・啓発を行い、防止に向けた事業者の取組等を支援します。

<主な取組>

取 組	所 管 局
事業所等への情報提供サイトの運営(1-(1)-ア) (1-(2)-ア)	市民局
働く女性・若者のための就労環境整備の推進(1-(1)-ア、イ)	市民局、経済観光局
指定管理者候補選定時の加点(1-(1)-イ)	企画総務局
物品・役務、公共工事における入札優遇制度(1-(1)-イ)	財政局、都市整備局
男女共同参画推進事業者の顕彰(1-(1)-イ)	市民局
事業所向け男女共同参画支援講座の開催(1-(1)-イ) (1-(2)-ア)	市民局
広島市中小企業融資制度（男女共同参画・子育て支援資金）(1-(1)-イ)	経済観光局
男女共同参画啓発リーフレットの作成（再掲）(1-(2)-ア)	市民局

基本施策

2 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備

職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させることができるよう、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進していくため、事業者や労働者に対する周知・啓発を図り、事業者に対し、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を働き掛けます。とりわけ、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めます。

また、市民や事業者の取組の範となるよう、市職員自らが率先して職業生活と家庭生活の両立の実現に取り組みます。

(1) 育児・介護休業制度等の定着と柔軟で多様な働き方の促進

ア 職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させるための事業者への働き掛け

事業者に対し、民間事業者の表彰や入札制度における優遇措置、特色のある事例の広報等により、長時間労働の是正などの働き方改革、育児・介護休業制度の利用促進や男女を問わず家庭責任を有する労働者への公正な評価の実施、短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等についての周知・啓発を行い、テレワークの導入など多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を働き掛けます。

イ 育児・介護休業制度の利用についての広報・啓発

男女が共に職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させることができるよう、労働者に対する育児・介護休業制度の利用についての広報・啓発を進めます。

(2) 市役所における職業生活と家庭生活の両立の推進

ア 市職員による取組の推進

市職員に家庭生活への参画を促し、仕事以外の生活の充実についての職員の意識を高めることにより、市職員の職業生活と家庭生活の両立の推進に取り組みます。

また、特に男性職員の育児休業制度の利用を促進するため、「広島市職員子育て支援プラン」に基づき、制度の周知などを図るとともに、所属長からの対象職員への直接的な働き掛けや働き方改革の推進による職場環境の整備などの取組を行います。

＜主な取組＞

取 組	所 管 局
指定管理者候補選定時の加点（再掲）（2-（1）-ア）	企画総務局
物品・役務、公共工事における入札優遇制度（再掲）（2-（1）-ア）	財政局、都市整備局
男女共同参画推進事業者の顕彰（再掲）（2-（1）-ア）	市民局
事業所等への情報提供サイトの運営（再掲）（2-（1）-ア）	市民局
働く女性・若者のための就労環境整備の推進（再掲）（2-（1）-ア）	市民局、経済観光局
広島市中小企業融資制度（男女共同参画・子育て支援資金）（再掲）（2-（1）-ア）	経済観光局
男女共同参画啓発リーフレットの作成（再掲）（2-（1）-イ）	市民局
育児休業復帰前講座の実施（2-（2）-ア）	企画総務局
テレワークの運用改善（2-（2）-ア）	企画総務局
管理職によるワクワク職場宣言の実施（2-（2）-ア）	企画総務局
ワーク・ライフ・バランスに資する取組を積極的に実施した所属・職員に対する顕彰の実施（2-（2）-ア）	企画総務局
職員の子育て支援ハンドブックの作成・配布（2-（2）-ア）	企画総務局
育児支援制度利用プランの作成・提出の徹底（2-（2）-ア）	企画総務局
ワーク・ライフ・バランスに関する職員研修の実施（2-（2）-ア）	企画総務局
育児休業復帰後のキャリア形成支援に係る研修の実施（2-（2）-ア）	企画総務局

基本施策 3 男性にとっての男女共同参画の推進

男性に根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画についての理解を促進するための学習機会の提供などを行います。また、男性があらゆる分野で生き生きと活動できるよう、男性の悩みや不安に対する相談支援を実施します。

(1) 男性への意識啓発等の推進

ア 学習機会や情報の提供

男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するため、学習機会や情報提供の充実を図ります。

イ 男性に対する相談支援の実施

男女の固定的な性別役割分担意識がもたらす重圧や、仕事を中心とした働き方などが、男性の心身の健康に影響を与えることがあります。精神面で孤立しやすい男性が、悩みや不安を安心して打ち明けることのできるよう相談支援を実施します。

(2) 男性の家庭生活・地域活動への参画を促す取組の推進

ア 家事や子育て、介護に関する学習機会や情報の提供

男性が家事、子育て、介護などの家庭生活に参画することにやりがいや喜びを見いだすことができるよう、家事や子育て、介護に関する学習機会や情報を提供します。また、家事や子育てへの参画等の促進にもつながる男性の働き方、休み方の意識啓発に取り組みます。

<主な取組>

取 組	所 管 局
事業所向け男女共同参画支援講座の開催（再掲）(3-(1)-ア)	市民局
男女共同参画推進センターにおける男性のためのなんでも相談の実施(3-(1)-イ)	市民局
男性の地域活動・家庭生活等への参画支援事業(3-(2)-ア)	市民局
家族介護教室の開催(3-(2)-ア)	健康福祉局
パパとママの育児教室の開催(3-(2)-ア)	こども未来局

基本施策

4 子育てや介護等の支援の充実

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女が共に子育てと仕事を両立させることができるよう、保育園等への入園待機児童の解消を目指した受入枠の拡大や、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援策を推進します。

また、介護を社会的に支援するため、介護サービス等の充実を図ります。

(1) 保育サービス等の充実

ア 保育園整備など保育を必要とする児童の受入枠の拡大

保育園等入園待機児童の解消を目指し、保育園の整備などにより、受入枠の拡大を図ります。

イ 多様な保育サービスの提供

子どもの福祉に配慮し、多様な保育需要に対応した延長保育、病児・病後児保育などの保育サービスを提供します。

ウ 子どもの放課後等の居場所の確保

放課後児童クラブの利用児童の増加に対応するため、クラス増設などにより、受入枠の拡大を図ります。また、児童館未整備学区の解消に努めるとともに、学校施設を活用した地域の担い手による子どもの放課後等の居場所づくりを進めます。

エ 子育てに関する相談や学習機会などの充実

子育てに関する不安や負担感を解消するため、相談や学習機会、情報提供などの充実を図ります。

(2) 介護サービス等の充実

ア 介護サービス等の充実

介護を要する高齢者とその家族を社会全体で支えるため、地域包括支援センター等における適切な相談支援の下、それぞれの状況や希望に応じた介護サービス等の提供を行います。

<主な取組>

取 組	所 管 局
民間保育園整備補助(4-(1)-ア)	こども未来局
延長保育(4-(1)-イ)	こども未来局
ファミリー・サポート・センター事業(4-(1)-イ)	こども未来局
放課後児童クラブの運営(4-(1)-ウ)	教育委員会
民間放課後児童クラブ運営費等補助(4-(1)-ウ)	教育委員会
はじめての子育て応援事業(4-(1)-エ)	こども未来局
こども家庭相談コーナー運営(家庭児童相談事業)(4-(1)-エ)	こども未来局
地域包括支援センター運営事業(4-(2)-ア)	健康福祉局
居宅介護(介護予防)サービス等の給付(4-(2)-ア)	健康福祉局

基本施策

5 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進

国や県などと連携を図りながら、再就職や起業を含めた多様な雇用・就業形態へのニーズを踏まえ、関係機関等の情報提供や就業支援に取り組みます。

(1) 多様な就業ニーズに対応した就業支援

ア 再就職の支援

再就職を希望する女性に対し、情報や学習・研修機会の提供などによる就業支援を行います。

イ 多様な働き方に関する情報提供などの支援

国のマザーズハローワークや広島県のわーくわくママサポートコーナーなど、主に子育て中の求職者を対象とした職業紹介、職業相談及びセミナーの開催等の就業支援を実施する関係機関の紹介など、多様な雇用・就業形態による働き方に関する情報提供を行います。

(2) 経営の主体となる女性の育成・支援

ア 女性の起業支援

起業についての知識やノウハウの提供などにより、女性の起業に対する支援体制の充実を図ります。

<主な取組>

取 組	所 管 局
男女共同参画推進センターにおける女性の就労支援相談の実施(5-(1)-ア)	市民局
男女共同参画推進センターにおける女性の就労支援に関する講座の開催(5-(1)-ア)	市民局
子育てサポートサイト「ひろまる」の運営(5-(1)-イ)	こども未来局
創業者向け研修会・セミナーの開催(5-(2)-ア)	経済観光局
創業チャレンジ・ベンチャー支援事業(5-(2)-ア)	経済観光局
広島市中小企業融資制度（創業支援融資、創業チャレンジ・ベンチャー資金）(5-(2)-ア)	経済観光局

基本施策 **6 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進**

根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、農林水産業、商工業などで男女が共に生き生きと経営に参画し、家庭生活における家族それぞれの役割と責任を明確にするための取組を行い、女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進に取り組みます。

(1) 自営業における男女共同参画の推進のための取組の実施

ア 自営業における女性の労働に対する評価と労働環境の整備

農家での「家族経営協定」の普及促進など、自営業における女性の労働に対する評価と労働環境を整備します。

イ 自営業者及び家族従業者である女性の能力向上の支援

自営業者及び家族従業者である女性に対し、学習機会の提供などにより、経営能力等の向上を支援します。

ウ 自営業者及び家族従業者への啓発と情報提供

自営業者及び家族従業者への男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。

(2) 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進

ア 女性の参画促進

男女の固定的な性別役割分担意識や、トイレや更衣室などの設備面も含めた就労環境が十分に整備されていないことにより、女性労働者が少ないと考えられる建設業、製造業、運輸業などの分野において、女性の参画を促進するための取組を支援します。

<主な取組>

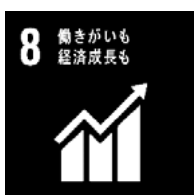
取 組	所 管 局
広島市農業経営改善支援センター事業（「家族経営協定」の普及・啓発）(6-(1)-ア)	経済観光局
「まかせんさい」広島市女性農業士の活動支援(6-(1)-イ)	経済観光局
男女共同参画啓発リーフレットの作成（再掲）(6-(1)-ウ) (6-(2)-ア)	市民局
男女共同参画推進事業者の顕彰（再掲）(6-(2)-ア)	市民局

施策の指標

指 標	単位	現状値 (年度)	目標値 (期限 (年度))
民間企業（従業員数が101人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす	%	11.5 (H31(2019))	18.0 (R7(2025))
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業（従業員数が300人以下の企業）を増やす	社	70 (H31(2019))	500 (R6(2024))
民間企業における男性の育児休業取得率を上げる	%	4.9 (H30(2018))	30.0 (R7(2025))
男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす (広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数)	事業者	57 (H31(2019))	75 (R7(2025))
働き方を工夫して、労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす	%	58.0 (H31(2019))	計画策定時の 実績値以上 (R7(2025))
男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす (年齢を問わず結婚している男性の平日1日当たりの家事・子育て・介護に関わる時間)	分	45 (H30(2018))	計画策定時の 実績値以上 (R7(2025))
市の男性職員の育児休業取得率を上げる	%	8.8 (H31(2019))	30.0以上 (R7(2025))
保育園等入園待機児童の解消を図る	人	33 (H31(2019))	0 (R7(2025))
放課後児童クラブ待機児童の解消を図る	人	32 (H31(2019))	0 (R7(2025))
女性（25歳～44歳）の就業率を高める	%	70.8 (H27(2015))	82.0 (R7(2025))
「家族経営協定」締結農家数を増やす	戸	46 (H31(2019))	50 (R7(2025))

※ 「計画策定時の実績値」は、令和2(2020)年度実績値を指す。

関連するSDGs



【現状と課題】

少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式や雇用・就業をめぐる環境の変化、未婚・離婚等による単身世帯やひとり親家庭の増加など社会が急激に変化する中、貧困に苦しむ人、十分な教育や就労等の機会を得ることのできない人、地域社会において孤立する人など、様々な困難を抱える人が増加しています。

また、女性が正規雇用に就きにくい就業構造において、特にひとり親家庭の母親の就業環境は厳しく、就労等の機会が得られないといった困難を抱える人の増加や、貧困の世代間の連鎖につながっていく懸念があります。

こうした中、ひとり親家庭、貧困などの問題を抱える人のほか、高齢者や障害者、外国人市民など様々な生活上の困難を抱える人々、性的指向や性自認に関することで困難を抱える人への正しい理解や支援を促進し、安心して生活することができる社会を作っていく必要があります。

とりわけ、女性は妊娠や出産の可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。また、近年は、晩婚化等の婚姻をめぐる変化、平均寿命の延び等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策も必要になっています。人生100年時代を見据えて、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態で、それを享受することのできる権利であるリプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の浸透も重要です。

心身共に健康で社会生活を円満に営むことができる力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた取組を行います。

生活困難度別の割合

(%)

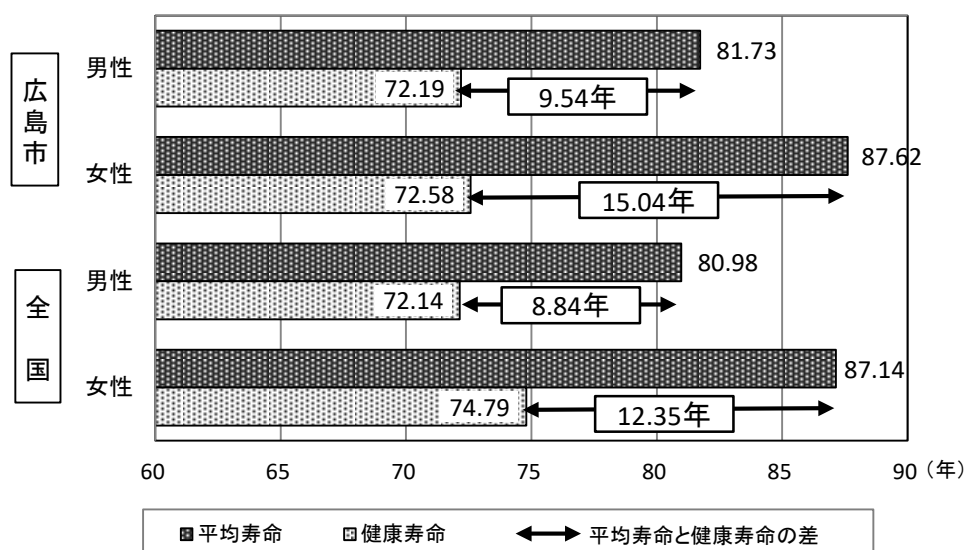
区 分	小学5年生		中学2年生	
	全体	ひとり親世帯	全体	ひとり親世帯
生活困難層	24.8	61.5	26.4	52.0
生活困窮層	8.8	30.3	8.8	20.8
周辺層	16.1	31.2	17.6	31.2
非生活困難層	75.2	38.5	73.6	48.0

「広島市子どもの生活に関する実態調査(平成29(2017)年度)」

(備考)

子どもの生活困難度を「低所得」、「家計の逼迫」、「子どもの体験や所有物の欠如」の三つの要素に基づいて分類し、二つ以上の要素に該当する世帯は生活困窮層、一つの要素に該当する世帯は周辺層、どの要素にも該当しない世帯を非生活困難層とした。

健康寿命と平均寿命(平成28(2016)年)



『元氣じゃけんひろしま21(第2次)』中間評価報告書(平成31(2019)年3月)」
 『健康日本21(第2次)中間評価報告書(平成30(2018)年9月)』

基本施策

1 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援など、それぞれの家庭の状況に対応した支援を行います。

また、女性は正規雇用につきにくく、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっていることから、雇用に関連して貧困などの問題を抱える人に対する支援に取り組みます。

さらに、高齢者、障害者、外国人市民、性的マイノリティなど、生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らすことができる環境の整備や多様性を認め合う社会の形成に取り組みます。

(1) ひとり親家庭に対する支援の充実

ア 相談支援の充実

ひとり親家庭の子育てや日常生活の不安を解消するための相談やネットワークづくりの支援の充実を図ります。

イ 経済的支援等の充実

経済的に不安定なひとり親家庭の生活の安定を図るため、手当の支給などとともに、学習機会の提供など就労支援に取り組みます。併せて、住居や子育て、医療等、総合的な支援を展開し、親子が安心して生活することのできる環境づくりを推進します。

(2) 雇用に関連して貧困などの問題を抱える人への対応

ア 貧困などの問題を抱える人への就労支援の充実

雇用に関連して貧困などの問題を抱える人に対し、国や関係機関と連携しながら、その状況に応じた就労支援に取り組みます。

(3) 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備

ア 介護、福祉サービス等の充実

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切な相談支援体制の下、それぞれの状況や希望に応じた介護、福祉サービス等による支援を行います。

(4) 外国人市民に対する支援の充実

ア 生活関連情報の周知と相談体制の整備

外国人市民が安心して暮らすことができるよう、多言語による生活情報の提供や相談支援を行います。

イ 日本語教育の充実

外国人市民が地域社会で生活していくうえで必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育の充実に取り組みます。

(5) 多様な性のあり方への理解の促進と支援

ア 多様な性のあり方への理解の促進

多様な性のあり方を受容し、互いに尊重し合う人権教育や啓発を推進します。特に、学校現場においては、性的マイノリティの児童生徒へ適切な対応を行う必要があることから、教職員等に対する情報提供や啓発に努めます。

イ 性的マイノリティの生活上の困難の解消に向けた取組

性的マイノリティであることにより生活上の困難や悩み、生きづらさを抱えている人に対し、その解消に向けた取組を行います。

※ 性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）

性的マイノリティとは、性的指向（恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念）や性自認（自分の性をどのように認識しているのかを示す概念）において少数である人を指す。性的マイノリティを指す言葉の一つとして、女性の同性愛者を指すレズビアン（Lesbian）、男性の同性愛者を指すゲイ（Gay）、両性愛者を指すバイセクシャル（Bisexual）、身体と心の性が一致しないため、身体の性に違和感を持つ者を指すトランスジェンダー（Transgender）の頭文字を組み合わせた「LGBT」がある。

なお、本計画において「男女共同参画」という場合に、男女のいずれか一方の性に限定したものではない。

<主な取組>

取 組	所 管 局
母子・父子自立支援員による相談(1-(1)-ア)	こども未来局
こども家庭相談コーナー運営（家庭児童相談事業）（再掲）(1-(1)-ア)	こども未来局
ひとり親家庭等日常生活支援事業(1-(1)-ア)	こども未来局
児童扶養手当の支給(1-(1)-イ)	こども未来局
母子家庭等就業支援事業(1-(1)-イ)	こども未来局
就労支援窓口における就労支援(1-(1)-イ)	経済観光局
生活困窮者自立相談支援事業(1-(2)-ア)	健康福祉局

地域包括支援センター運営事業（再掲）（1-（3）-ア）	健康福祉局
居宅介護（介護予防）サービス等の給付（再掲）（1-（3）-ア）	健康福祉局
自立支援給付（1-（3）-ア）	健康福祉局
地域生活支援事業（1-（3）-ア）	健康福祉局
外国人市民向け生活情報提供事業（1-（4）-ア）	市民局
外国人相談窓口の運営（1-（4）-ア）	市民局
外国人市民の日本語能力向上支援事業（1-（4）-イ）	市民局
人権啓発事業（1-（5）-ア、イ）	市民局
パートナーシップ宣誓制度（1-（5）-イ）	市民局

基本施策

2 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

男女が共に自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。

(1) 妊娠・出産期の健康の保持増進のための支援

ア 妊産婦等への心身の健康保持増進についての啓発

妊娠・出産期における女性の心身の健康保持増進について、母子健康手帳交付などの機会を通じて妊産婦等への啓発を行います。

イ 妊産婦に対する妊娠・出産についての情報提供、相談の充実

安全な出産に向けた妊産婦の健康管理を支援するための情報提供や相談の充実を図ります。

ウ 不妊に悩む男女への支援

不妊治療に関する経済的負担の軽減や相談支援を行います。

(2) 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援

ア 更年期・高齢期の健康保持対策の推進

生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及などによる更年期・高齢期の健康保持対策に取り組みます。

(3) 性差医療の推進

ア 性差に応じた的確な医療や健康診査の機会の充実

性差に応じて安心して医療や検診を受けることのできる環境を整備するとともに、特に受診機会の少ない女性に対して、健康診査の受診機会の充実を図ります。

※ 性差医療

性差医療とは、男女比が圧倒的にどちらかに偏っている病気、発症率はほぼ同じでも男女間でその経過に差があるもの、生理的、生物学的解明が男性又は女性で遅れている病態及び社会的な男女の地位と健康の関連などについて研究を進め、その結果を病気の診断、治療、予防法に反映することを目的とした医療であり、その実践の場として「女性外来」などが設置されることとなった。

＜主な取組＞

取 組	所 管 局
妊娠・出産包括支援事業(2-(1)-イ)	こども未来局
不妊治療費助成(2-(1)-ウ)	こども未来局
健康増進事業(2-(2)-ア)	健康福祉局
がん検診の実施(2-(3)-ア)	健康福祉局

基本施策 3 性と生殖に関する健康と権利の浸透

「性と生殖に関する健康と権利」について、全ての人が関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。

(1) 啓発の推進

ア 性に関する相談機会や情報の提供

生涯にわたり「性と生殖に関する健康と権利」の浸透を図るため、性に関する相談機会や情報提供の充実を図ります。

※ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

「性と生殖に関する健康」とは、平成6年(1994年)の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、「性と生殖に関する権利」とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及び生殖に関する健康を得る権利」とされている。

＜主な取組＞

取 組	所 管 局
男女共同参画推進センターにおける女性のなんでも相談の実施(3-(1)-ア)	市民局
家庭訪問指導事業（家庭計画指導）(3-(1)-ア)	こども未来局

施策の指標

指 標	単位	現状値 (年度)	目標値 (期限 (年度))
経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす (高等職業訓練促進給付金受給者、母子家庭等就業・自立支援センター及び就労支援窓口登録者のうち、就業した者の割合)	%	45.9 (H31(2019))	51.38 (R7(2025))
「LGBT」の言葉と内容を知っている人の割合を増やす	%	46.7 (H31(2019))	計画策定時の 実績値以上 (R7(2025))
がん検診の受診率を上げる	%	子宮がん 44.4 乳がん 44.8 (H31(2019))	子宮がん 50.0 乳がん 50.0 (R4(2022))

※ 「計画策定時の実績値」は、令和2(2020)年度実績値を指す。

関連するSDGs



【現状と課題】

DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、売買春などは、重大な人権侵害で、男女共同参画の推進を阻むものであり、その被害者の多くは女性です。

平成31年度(2019年度)に実施した男女共同参画に関するアンケート調査の結果を見ると、最近の5年間における配偶者や交際相手などからの暴力の経験の有無の問いにおいて、「ある」と回答した女性は9.4%でした。

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われたり、DV被害者が加害者に対する恐怖心から子どもへの暴力を制止できなくなるなど、児童虐待と密接に関連している場合もあり、令和元年(2019年)6月に児童福祉法等が改正され、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所がより連携を強化して対応することが求められています。

子どもに対する暴力については、根絶するための予防・啓発等の充実に図るとともに、被害を受けた子どもに対しては関係機関と連携した支援を行うなど、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、安全で安心して暮らすことのできる環境づくりが必要です。

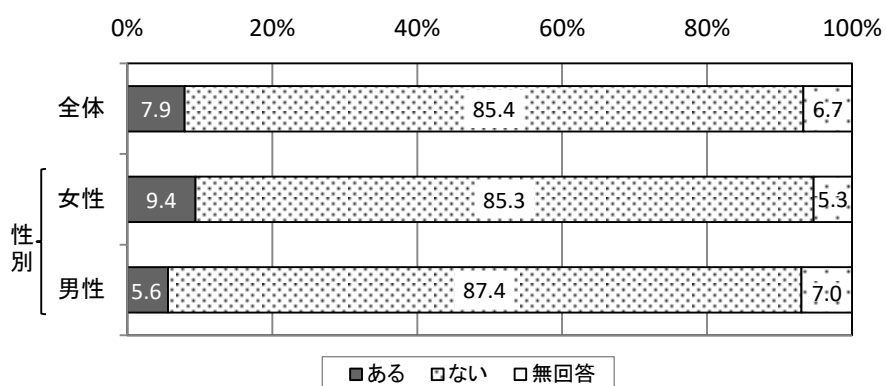
また、近年、ストーカー行為等の被害が深刻な社会問題となっており、SNSなどのコミュニケーションツールの広がりにより女性に対する暴力が多様化、複雑化するとともに、その被害者も低年齢層まで及んでいます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会的な閉塞感も相まって、家庭内の暴力の増加や深刻化に見られるように、女性に対する暴力の助長が懸念されます。

国においては、令和2年(2020年)6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和2年度(2020年度)から3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、被害申告・相談をしやすい環境の整備、切れ目のない手厚い被害者支援の確立、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防などを図ることが示されたところです。

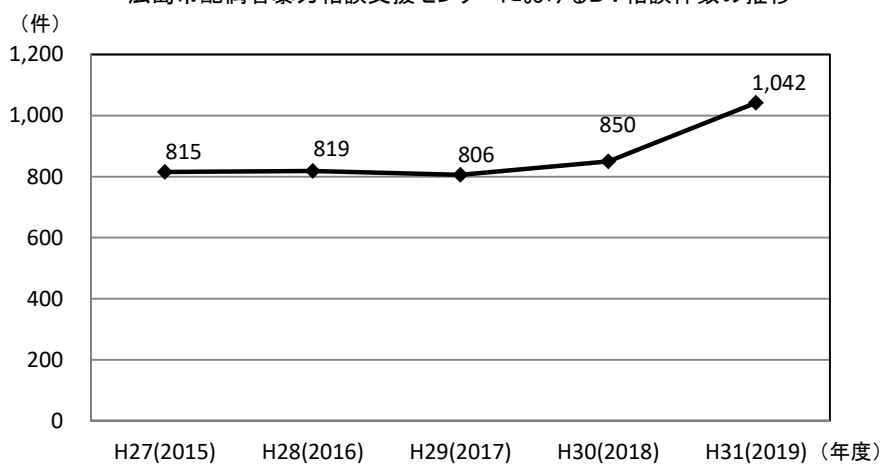
男女共同参画社会の実現を阻む重大な人権侵害に対し、暴力を許さない市民意識の醸成、非常時にも機能する相談支援体制の充実、相談窓口の周知徹底により一層取り組む必要があります。

配偶者や交際相手からの暴力の経験の有無（過去5年間）



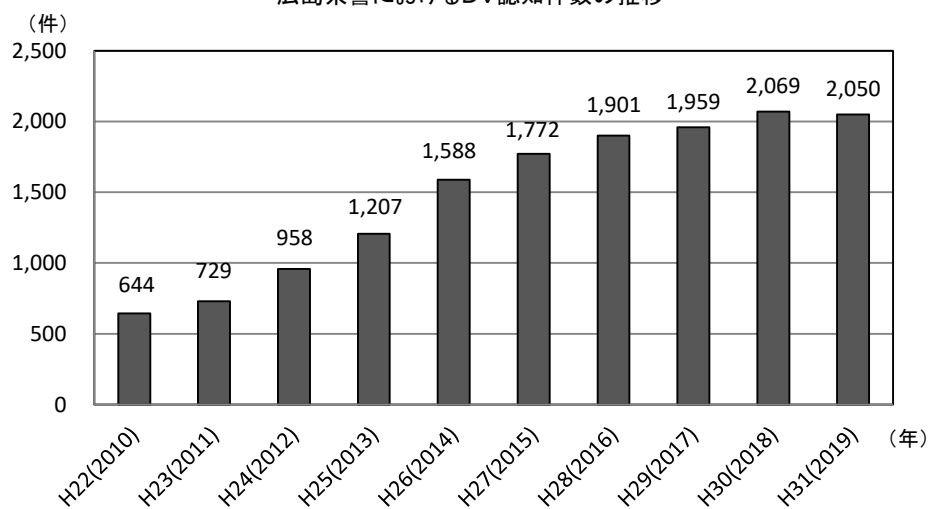
「広島市男女共同参画に関するアンケート調査（平成31(2019)年度）」

広島市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数の推移



「広島市調べ」

広島県警におけるDV認知件数の推移



「広島県警調べ」

女性に対する暴力は、女性の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるための啓発を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

(1) 女性に対するあらゆる暴力についての実態把握と対応

ア 実態の把握

関係機関・団体との情報交換等を通じ、女性に対するあらゆる暴力の実態を把握します。

イ 相談体制の充実

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携を強化し、同センターを始めとした相談機関の周知を徹底し、女性に対するあらゆる暴力についての相談体制の充実を図ります。

(2) 啓発の推進及び教育・学習の充実

ア 広報・啓発の実施

女性に対する暴力についての広報や関係法令の周知などにより、より効果的な啓発方法を適宜検討しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。

イ 人権尊重についての教育や学習の充実

女性に対する暴力が決して許されるものではなく、社会的な問題であるという認識を深めるため、学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて、人権尊重についての教育・学習の充実を図ります。

(3) 女性に対する暴力のない安心して暮らせるまちづくりの推進

ア 市民の活動への支援

安心して暮らすことのできるまちづくりに向けた市民の自主的な活動への支援を行います。

イ 警察など関係機関との連携

安心して暮らすことのできるまちづくりのため、警察など関係機関との連携を図ります。

<主な取組>

取 組	所 管 局
暴力被害相談センターの運営(1-(1)-イ)	市民局
婦人相談事業(1-(1)-イ)	市民局
「減らそう犯罪」推進事業(1-(2)-ア)	市民局
「女性に対する暴力をなくす運動」の実施(1-(2)-ア)	市民局
地域安全活動事業補助(1-(3)-ア)	市民局

基本施策

2 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実

【DV防止法に基づく市町村基本計画】

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVに関する正しい理解の促進を図るとともに、被害者の早期発見、早期対応につなげるため、相談窓口の周知に努めます。

また、配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）と関係機関の連携強化を図り、被害者に対する相談支援や保護体制の充実、自立に向けた支援を行います。

(1) 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

ア 教育・啓発の推進

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、DVに関する正しい理解の促進に向けて、より効果的な啓発方法を適宜検討しながら、様々な広報媒体の活用や各種団体との連携など、市民の意識を変えていくための広報活動を充実し、市民を対象とした研修会、講演会を開催するなど、きめ細かい啓発活動を推進します。

また、学校教育、社会教育における男女の人権尊重の意識を高める教育、学習をより一層推進し、特に、デートDVの防止や将来のDVの防止のためには、若年層に対してこれらの問題について考える機会を提供することが有用であることから、若年層に対する教育・啓発に取り組むとともに、指導する立場にある教職員等に対する周知・啓発を図ります。

イ 通報や相談窓口に関する情報提供

DVに関する通報や相談窓口を、広く市民に周知します。

また、地域などで相談を受ける中で被害者を発見しやすい立場にある人権擁護委員、民生委員・児童委員等、被害者と接する機会の多い福祉事務所等の市の機関及び学校、幼稚園、保育園等の関係機関の職員、日常の業務を行う中で被害者を発見した場合には通報することができるとされている医療関係者に対し、DV防止法の趣旨に沿って通報等が行われるよう周知します。

ウ 加害者に対する取組

加害者を更生させるための有効な指導方法については、未解明な部分が多く、場合によっては、被害者にとって危険なものになり得ることについても十分留意しながら、国の調査研究等の動向を注視するとともに、情報収集等に取り組みます。

なお、更生に向けての加害者からの相談については、精神保健福祉センターなどの関係機関と連携しながら対応します。

(2) 被害者への相談支援の充実

ア 相談支援の充実

DVセンターにおいて、各区福祉事務所等と連携した相談支援に取り組むとともに、弁護士と連携した法律相談を実施し、被害者の精神的安定及び自立のために、臨床心理士などによるカウンセリングを実施します。

このほか、男性被害者が相談しやすい環境となるよう、男性被害者に対する理解を促進します。

また、被害者が外国人、障害者等であることによって、支援を受けにくいことのないよう、それぞれの被害者の立場に立った配慮が必要であることから、外国語版や障害者に配慮したリーフレットなどにより、状況に応じた適切な情報提供や助言を行うとともに、公益財団法人広島平和

文化センターや各区福祉事務所等と連携して、外国語通訳・手話通訳を活用した相談を受けられる体制を備えます。

イ 相談機関相互の情報共有

被害者からの相談に関し、各相談機関の情報を共有し連携して対応するため、関係機関連絡会議を毎年開催し、情報交換・情報共有や事例検討等を行います。

ウ 相談員等の資質向上及び研修の充実

DVの特性、被害者の心のケア、相談手法等について相談員の知識と技術の向上を図る研修を実施します。

また、相談員自身が、二次受傷（被害者から深刻な被害状況等について多くの話を聞くうちに、自ら同様の心理状態に陥ること）などにより心の問題を抱えることがないように、スーパーバイザー等による相談員の研修を実施します。

さらに、被害者が、相談や保護、支援などに携わる職員などの不適切な対応により二次的被害（相談や保護等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で更に傷つくこと）を受けることのないよう、窓口業務に携わる職員等に対して、DVの特性の理解や、被害者の秘密の保持、被害者の安全への配慮などについての研修を実施します。

(3) 被害者の保護体制の充実

ア 被害者の安全の確保

DVセンターにおける県婦人相談所や警察への同行支援のほか、県婦人相談所での一時保護が困難な場合に宿泊等を含む緊急的な保護を実施するなど、被害者の安全確保に努めます。

また、加害者から被害者を保護する観点から、関係機関が連携して被害者の情報管理を徹底します。

イ 保護命令制度への対応

DVセンターにおいて、保護命令制度の利用について、被害者に対し、情報提供や保護命令の申立てについての助言を行うとともに、書面作成援助や地方裁判所への同行支援を行います。

また、子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育園等において適切な対応が必要となるため、保護命令制度について、関係機関への周知を徹底します。

(4) 被害者の自立支援の充実

ア 住宅の確保に向けた支援

一時保護所を退所した後、子どもの養育等を含め母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と安心して社会生活を営むための支援が引き続き必要な場合には、母子生活支援施設等への入所の措置を行います。

また、住宅の確保のための各種制度や手続等についての情報提供を行います。

イ 就業に向けた支援

就業に関する相談に対応するとともに、ハローワークを始めとした関係機関と連携を図り、就業等に関する情報提供を行います。

ウ 経済的支援や生活支援

被害者の具体的な状況に配慮しながら、寄り添う視点を持って、生活保護や児童扶養手当など、

各種制度を活用して被害者の経済的支援を行うほか、子どもを含めた被害者の生活面での悩み等に関する相談など、自立に向けた支援を行います。

(5) 関係機関との連携の強化

ア DV対策関係機関相互の連携強化

被害者の早期発見や自立支援に向けた連携先となる関係機関に対し、関係機関連絡会議への参加を働き掛け、一層の連携強化を図ります。

また、今後の生活への不安や精神的な不調を抱え、様々な手続を行う被害者の負担を軽減するため、DVセンターにおいて、適切な機関の紹介を行うとともに、必要に応じて関係部局の職員が出向くなどの調整を図り、円滑な支援を推進します。

イ 児童虐待関係機関との連携強化

面前DV等の心理的虐待を含む児童虐待に対応するため、DVセンターと児童相談所での相互の情報共有の仕組みや連携体制を整備し、児童虐待の早期発見やDV被害者の安全な保護を行います。

また、DVセンターの要保護児童対策地域協議会への参加により、関係機関間のより一層の連携強化を図ります。

ウ 高齢者虐待対策関係機関との連携強化

DVのうち、高齢者虐待に該当する事案に対応するため、DVセンターと高齢者虐待対策の関係機関との連携を強化します。

エ 支援制度等の共有化の促進

被害者の負担の軽減を図るとともに、効果的な支援策を実施するために、関係する機関で支援制度等の情報の共有化を図り、切れ目のない支援を行います。

<主な取組>

取 組	所 管 局
DV防止啓発リーフレット等の作成(2-(1)-ア)	市民局
デートDV防止対策(2-(1)-ア)	市民局
DV防止対策に関する市民向けセミナーの実施(2-(1)-ア)	市民局
中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成(2-(1)-ア)	市民局
配偶者暴力相談支援センターの運営(2-(2)-ア)	市民局
ドメスティック・バイオレンス(DV)対策関係機関連絡会議の開催(2-(2)-イ) (2-(5)-ア)	市民局
相談員研修会の実施(2-(2)-ウ)	市民局
窓口業務に携わる職員等への研修会の実施(2-(2)-ウ)	企画総務局
住民基本台帳の閲覧等の制限(2-(3)-ア)	企画総務局
民間シェルター支援(2-(3)-ア)	市民局
母子生活支援施設への入所措置(2-(4)-ア)	こども未来局
身元保証人確保対策事業(2-(4)-ア)	こども未来局
市営住宅入居に係る優遇措置の実施(2-(4)-ア)	都市整備局
母子家庭等就業支援事業(再掲)(2-(4)-イ)	こども未来局
児童扶養手当の支給(再掲)(2-(4)-ウ)	こども未来局

母子・父子自立支援員による相談（再掲）(2-(4)-ウ)	こども未来局
こども家庭相談コーナー運営（家庭児童相談事業）（再掲）(2-(4)-ウ)	こども未来局
ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）(2-(4)-ウ)	こども未来局
要保護児童対策地域協議会の開催(2-(5)-イ)	こども未来局

基本施策

3 セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実

様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のための取組を推進し、被害者への支援に取り組めます。

(1) 防止対策の推進

ア セクシュアル・ハラスメントの防止対策

セクシュアル・ハラスメントについての認識を深めるため、事業者や労働者に対する啓発や情報提供を行います。

イ 市職員や教員に対する研修の充実と指導の徹底

本市におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、職員や教員に対する研修の充実と指導の徹底を図ります。

(2) 被害者への支援

ア 相談体制の整備、充実

セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を周知するとともに、労働局など関係機関と連携することにより、セクシュアル・ハラスメントの被害者を支援するための相談体制の整備・充実に向けた取組を推進します。

<主な取組>

取 組	所 管 局
事業所向け男女共同参画支援講座の開催（再掲）(3-(1)-ア)	市民局
事業所等への情報提供サイトの運営（再掲）(3-(1)-ア)	市民局
セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する職員研修の実施(3-(1)-イ)	企画総務局
セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教職員研修の実施(3-(1)-イ)	教育委員会
男女共同参画推進センターにおける女性のためのなんでも相談の実施（再掲）(3-(2)-ア)	市民局

基本施策

4 女性や子どもに対する性犯罪・性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進

関係機関等と連携して、女性や子どもに対する性犯罪・性暴力、売買春などの根絶に向けた対策を進め、暴力のない安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組みます。

(1) 女性に対する性犯罪・性暴力や売買春、ストーカー行為などの根絶に向けた対策の推進

ア 防止に向けた啓発の推進

女性に対する性犯罪・性暴力、リベンジポルノ、売買春、ストーカー行為などについての広報や、関係法令の周知などを通じて、根絶に向けた啓発を推進します。

(2) 子どもに対する性犯罪・性暴力などの根絶に向けた対策の推進

ア 防止に向けた教育・啓発や防犯・安全対策の推進

子どもに対する性犯罪・性暴力、児童ポルノなどへの対策を強化するため、学校における教育内容の充実に努めるとともに、関係機関が連携し広報・啓発活動に努めます。また、地域においては、通学路や公園等における防犯・安全対策に取り組みます。

イ 早期発見・早期対応と被害を受けた子どもへの支援

児童相談所や学校、保育園等の関係機関の連携により、早期発見・早期対応に努めるとともに、性暴力被害を受けた子どもに対する支援に取り組みます。

＜主な取組＞

取 組	所 管 局
「女性に対する暴力をなくす運動」の実施（再掲）(4-(1)-ア)	市民局
子どもの安全対策推進事業(4-(2)-ア)	教育委員会
安全教育推進事業(4-(2)-ア)	教育委員会

施策の指標

指 標	単位	現状値 (年度)	目標値 (期限 (年度))
D V被害を受けた人のうち、だれ（どこ）にも相談しなかった人の割合を減らす	%	26.7 (H31(2019))	計画策定時の 実績値以下 (R7(2025))
D Vの相談窓口を知っている人の割合を増やす	%	女性 49.7 男性 41.1 (H30(2018))	計画策定時の 実績値以上 (R7(2025))
過去1年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす	%	4.8 (H31(2019))	計画策定時の 実績値以下 (R7(2025))

※ 「計画策定時の実績値」は、令和2(2020)年度実績値を指す。

関連するSDGs



基本方針

5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

【現状と課題】

日本国憲法において、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」として保障され、「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」などと規定されています。

しかし、現実には、女性や子ども、高齢者等に対する暴力や虐待、学校におけるいじめ、障害者、外国人市民、性的マイノリティ等に対する偏見や差別など、様々な人権問題が存在しています。

本市では、「広島市人権教育・啓発推進指針」に基づき、人権問題の解決に向けた取組を推進していますが、今後とも、全ての人の基本的人権を尊重するという観点から、市民一人一人の人権意識を醸成し、人権尊重社会の形成を図る必要があります。

男女が互いの人権を尊重し合い、一人一人が個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女共同参画に対する認識を深め、定着させることが重要です。

本市では、条例の基本理念の一つを「男女の人権尊重」とするとともに、基本的施策として「市民の理解を深めるための措置」及び「男女共同参画に関する教育又は学習の振興」を掲げ、学習支援や啓発など様々な施策に取り組んでいます。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方について、平成26年度(2014年度)には「同感できない」と回答した人の割合は、女性が62.3%、男性が53.5%でしたが、平成31年度(2019年度)には、女性が79.9%、男性が72.1%となっており、性別によって役割を固定する考え方を否定する人が男女ともに増えています。しかし、依然として男性は女性よりも「同感できない」と回答した人の割合が低く、固定的な性別役割分担意識は根強く残っていると言えます。

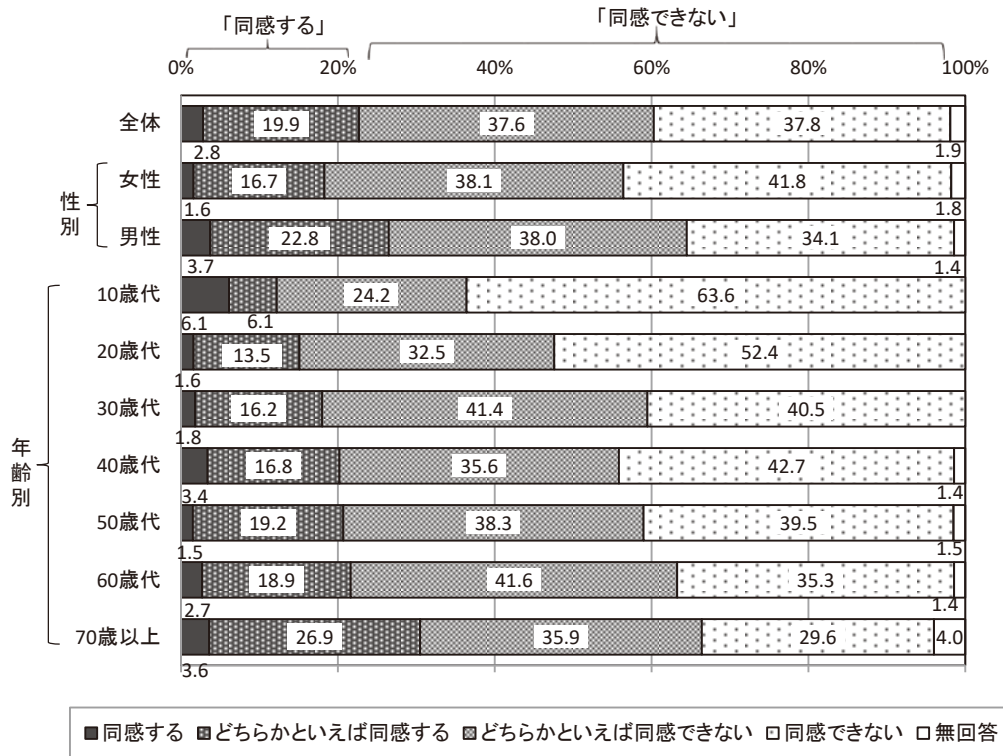
この男女の固定的な性別役割分担意識は、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっているため、人々の中にあるこうした意識を問い直し、男女共同参画の考え方を根付かせるための生涯学習や広報・啓発活動の充実を図る必要があります。

さらに、未来を担う子どもが、男女共同参画を正しく理解し、自然に実践できる大人に育っていくよう、長期的な視野に立って、学校や家庭における教育・啓発に努めるとともに、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進し、自立を促していく必要があります。

また、本市が目指す「国際平和文化都市」には、男女共同参画社会の実現が欠かせない要件の一つです。男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際的な動向を注視し、世界の女性の現状などについての国際理解を深めながら、男女共同参画推進の取組を行っていくことが必要です。

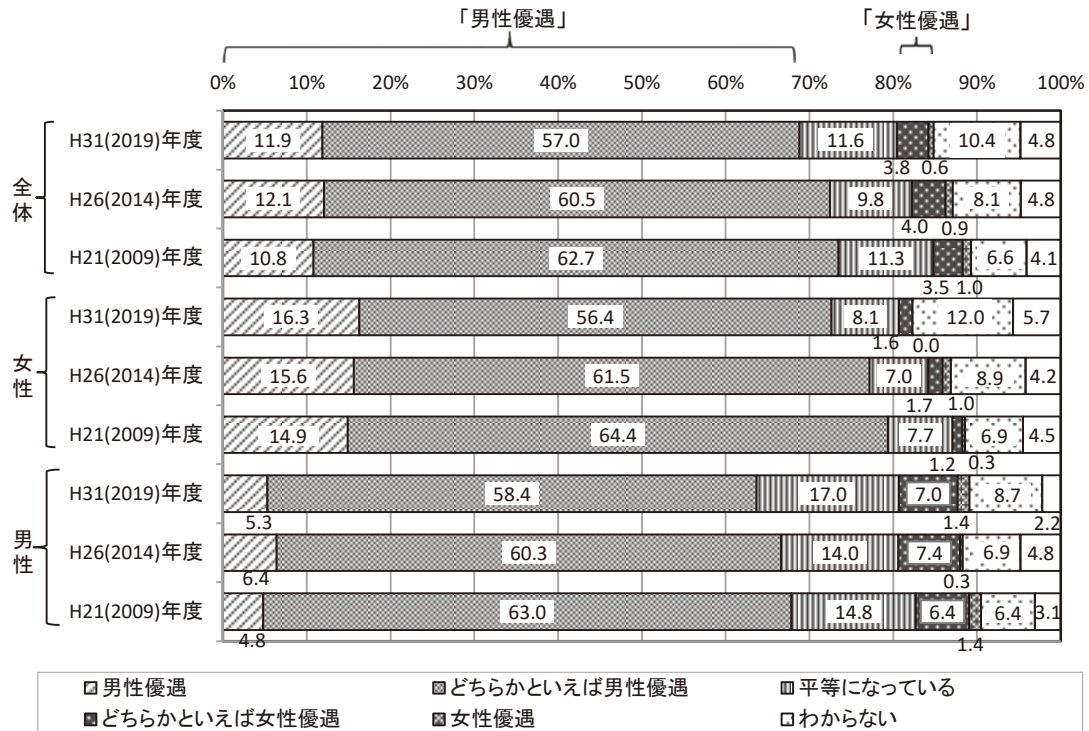
性別に基づく固定的役割分担意識

～「男性は仕事、女性は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方～



「広島市市民意識調査(平成31(2019)年度)」

男女の地位の平等感(社会全体について)の推移



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成31(2019)年度)」

基本施策

1 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

全ての市民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会の形成に向け、市民一人一人が人権尊重への理解を深められるよう、人権教育や啓発を推進します。

(1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

ア 人権尊重に対する理解を深めるための取組の推進

誰もが日常生活において自然に人権尊重の態度や行動をとることができ、生き生きと暮らせる環境づくりに向け、市民一人一人の人権尊重への理解の促進、人権意識の向上が重要です。

その中でも、とりわけ、性別、年齢、障害の有無、人種、性的指向・性自認等を理由として困難な状況に置かれている人については、対等な協調関係であるパートナーシップに基づいて、誰もが互いに認め合い、多様性を受容し尊重する人権教育や啓発を推進します。

＜主な取組＞

取 組	所 管 局
人権啓発事業（再掲）（1-（1）-ア）	市民局
幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実（1-（1）-ア）	教育委員会

基本施策

2 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進

男女共同参画社会の形成に向けては、根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識の解消や男性の家庭生活・地域活動への参画、女性の政策・方針決定過程への参画など、多くの課題があります。その課題の解決には、女性のエンパワーメントの促進や、市民や事業者など多様な主体による連携した取組が不可欠です。こうした取組をより一層推進するための拠点施設として整備した男女共同参画推進センターにおいて、一人一人の個性と能力を大切にする生涯学習の充実や積極的な事業展開に取り組みます。

(1) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進

ア 総合相談の実施

相談者をきめ細かく支援するため、専門家や専門機関と十分な連携を図り、電話相談や面接相談はもとより、グループ相談など同じ悩みを抱える人たちの交流・支援に取り組みます。

イ 情報提供の充実

男女が主体的に自らの生き方を選択することができるよう、自立と社会参画を支援する各種サービス等の最新情報を必要なときに身近な場所で入手することのできる環境を整備します。

ウ 学習・研修の支援

男女一人一人の自立と社会参画、課題解決のために必要とされる知識・技能を習得するための学習・研修サービスを提供します。また、男女共同参画を推進する人材を養成し、その活動を支援します。

エ 調査・研究及び普及・啓発の推進

本市における男女共同参画の現状を把握し、課題解決に向けた新たな施策・事業を展開するた

めの調査・研究を推進します。また、これらの調査・研究成果の公表や地域における出前講座の実施などを通じて意識啓発を図ります。

オ 市民活動・交流の支援

市民活動への参加や、利用団体、NPO等との交流に向けた支援を行います。

<主な取組>

取 組	所 管 局
男女共同参画推進センターの運営(2-(1)-ア～オ)	市民局
女性のためのなんでも相談の実施(再掲)(2-(1)-ア)	市民局
男性のためのなんでも相談の実施(再掲)(2-(1)-ア)	市民局
女性の就労支援相談の実施(再掲)(2-(1)-ア)	市民局
男女共同参画の基礎講座の開催(2-(1)-ウ)	市民局
仕事と家庭の両立に関する講座の開催(2-(1)-ウ)	市民局
女性の活躍推進を図るための講座の開催(再掲)(2-(1)-ウ)	市民局
女性の就労支援に関する講座の開催(再掲)(2-(1)-ウ)	市民局
女性の政治参画に関する講座の開催(2-(1)-ウ)	市民局
男女共同参画推進委員の活動支援(2-(1)-ウ)	市民局
男女共同参画フォーラムの開催(2-(1)-エ)	市民局

基本施策 3 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進

広報紙やテレビ、ホームページなどの様々な広報媒体や機会を有効に活用して、男女の固定的な性別役割分担意識に捉われない、男女共同参画の視点からの広報・啓発活動を実施します。

(1) 広報・啓発活動の推進と男女共同参画の視点からの適切な表現の徹底

ア 広報・啓発活動の実施

男女共同参画に関する正しい理解を促すため、市の広報紙やホームページなどの活用、男女共同参画情報誌の発行に加え、民間の情報誌やテレビ、SNSを始めとしたインターネットを活用した情報発信など、様々な広告媒体を活用した広報について随時検討し、「男女共同参画週間」などに合わせた継続的、効果的な広報・啓発活動を実施します。

イ 男女共同参画の視点からの適切な表現の徹底

市刊行物等の作成に当たっては、広報ガイドラインの普及・啓発などにより、男女共同参画の視点からの表現の徹底を図ります。

<主な取組>

取 組	所 管 局
男女共同参画啓発リーフレットの作成(再掲)(3-(1)-ア)	市民局
男女共同参画週間における啓発活動(3-(1)-ア)	市民局

基本施策

4 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実

男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担に捉われずに、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を育み高めるため、男女の対等なパートナーシップの考え方をともに、性別に関わりなく一人一人の個性と能力を大切にする教育を充実します。

また、未来を担う子どもが自立した生活を送るための自立意識の醸成や将来を見通した自己形成のための支援を行います。

(1) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進

ア 学校教育全体を通じた指導の充実

子どもの発達段階に応じ、幅広い科目において教材・資料の開発、活用を行うなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画の視点からの教育を推進します。

イ 学校教育関係者等への男女共同参画についての研修・啓発の充実

教職員、保育士、保護者等に対する男女共同参画についての研修・啓発の充実を図ります。

(2) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進

ア 若者の自立や社会参画を促す取組の推進

男女ともに経済的に自立していくことの重要性を伝えるとともに、社会の構成員の一員としての意識を醸成するための取組を進めます。

(3) 情報教育の推進

ア 学校における情報教育の充実

メディア・リテラシーを育成するため、学校における情報教育の充実を図ります。

(4) 家庭における男女共同参画に関する教育の支援

ア 男女共同参画の視点からの家庭教育への支援

家族が男女共同参画の視点から、協力しながら、未来を担う子どもを育てることができるよう学習機会や情報を提供します。

(5) 性や健康に関する教育・啓発の推進

ア 性や性感染症等に関する教育・啓発の充実

男女が互いの性を理解、尊重し、性に関し適切な意思決定や行動選択ができるよう、また、性感染症のり患などを防止するため、これまで行ってきた子どもへの指導や保護者への情報提供等に加え、命の大切さを伝える教育の推進、関係機関の連携強化による効果的な思春期保健対策の推進など、学校や家庭における性に関する教育の一層の充実を図るとともに、性感染症等に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

<主な取組>

取	組	所 管 局
小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成	(4-(1)-ア) (4-(4)-ア)	市民局

幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実（再掲）(4-(1)-ア)	教育委員会
男女平等教育に関する指導計画の作成(4-(1)-ア)	教育委員会
電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業(4-(3)-ア)	教育委員会
児童生徒の情報活用能力の育成(4-(3)-ア)	教育委員会
性感染症予防事業(4-(5)-ア)	健康福祉局
思春期保健教育(4-(5)-ア)	教育委員会

基本施策 5 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

国内における男女共同参画を推進する取組は、国際社会の取組と密接に関係していることから、世界の女性の現状などについての情報の収集や提供を行うとともに、国際社会の動向についての理解の促進を図ります。

また、世界平和の実現に向けた平和の発信者としての被爆地ヒロシマの市民による男女共同参画の視点からの国際交流、国際協力や平和活動を推進します。

(1) 国際社会の動向への理解の促進

ア 世界の女性の状況など男女共同参画に関する情報の提供

世界の女性を取り巻く現状や課題など男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。

イ 国際社会の動向に関する学習機会の提供

国際社会の動向等について理解を深め、学習機会を提供します。

(2) 男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の推進

ア 市民やNPO等の取組の支援

NPOや市民グループ等による国際交流・協力、平和などの活動を支援します。

<主な取組>

取 組	所 管 局
ヒロシマ平和の灯のつどい(5-(2)-ア)	市民局
国際女性デーひろしま(5-(2)-ア)	市民局

施策の指標

指 標	単位	現状値 (年度)	目標値 (期限 (年度))
社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす	%	女性 4.6 男性 10.8 (H30 (2018))	計画策定時の 実績値以上 (R7 (2025))
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	%	女性 79.9 男性 72.1 (H31 (2019))	計画策定時の 実績値以上 (R7 (2025))
全ての人の人権を大切にし、それを日常生活で態度や行動に表している市民の割合を増やす	%	75.7 (H31 (2019))	計画策定時の 実績値以上 (R7 (2025))

※ 「計画策定時の実績値」は、令和2(2020)年度実績値を指す。

関連するSDGs



Ⅲ 施策の指標の一覧

【凡例】

⑨新：第3次基本計画策定に当たって新たに設定した指標

施策の指標		単位	現状値 (年度)	目標値 (期限 (年度))
基本方針1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大				
審議会委員における女性の割合を増やす		%	30.0 (H31 (2019))	40.0 (R7 (2025))
⑨新 女性委員がいない審議会をなくす	審議会		4 (H31 (2019))	0 (R7 (2025))
市職員の管理職における女性の割合を増やす		%	13.6 (H31 (2019))	21.0以上 (R7 (2025))
市立学校教員の管理職における女性の割合を増やす		% 校長 教頭	24.5 38.6 (H31 (2019))	30.0 40.0 (R7 (2025))
⑨新 女性地域防災リーダーの割合を増やす		%	16.3 (H31 (2019))	20.0 (R7 (2025))
消防団における女性の中級幹部（分団長・副分団長の階級にある者）の数を増やす		人	24 (H31 (2019))	27 (R7 (2025))
基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立				
民間企業（従業員数が101人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす		%	11.5 (H31 (2019))	18.0 (R7 (2025))
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業（従業員数が300人以下の企業）を増やす		社	70 (H31 (2019))	500 (R6 (2024))
民間企業における男性の育児休業取得率を上げる		%	4.9 (H30 (2018))	30.0 (R7 (2025))
男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす (広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数)		事業者	57 (H31 (2019))	75 (R7 (2025))
働き方を工夫して、労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす		%	58.0 (H31 (2019))	計画策定時の 実績値以上 (R7 (2025))
男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす (年齢を問わず結婚している男性の平日1日当たりの家事・子育て・介護に関わる時間)		分	45 (H30 (2018))	計画策定時の 実績値以上 (R7 (2025))
市の男性職員の育児休業取得率を上げる		%	8.8 (H31 (2019))	30.0以上 (R7 (2025))
保育園等入園待機児童の解消を図る		人	33 (H31 (2019))	0 (R7 (2025))
放課後児童クラブ待機児童の解消を図る		人	32 (H31 (2019))	0 (R7 (2025))

女性（25歳～44歳）の就業率を高める	%	70.8 (H27(2015))	82.0 (R7(2025))
「家族経営協定」締結農家数を増やす	戸	46 (H31(2019))	50 (R7(2025))
基本方針3 安心して暮らせる社会の実現			
経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす (高等職業訓練促進給付金受給者、母子家庭等就業・自立支援センター及び就労支援窓口登録者のうち、就業した者の割合)	%	45.9 (H31(2019))	51.38 (R7(2025))
「LGBT」の言葉と内容を知っている人の割合を増やす	%	46.7 (H31(2019))	計画策定時の 実績値以上 (R7(2025))
がん検診の受診率を上げる	%	子宮がん 44.4 乳がん 44.8 (H31(2019))	子宮がん 50.0 乳がん 50.0 (R4(2022))
基本方針4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援			
DV被害を受けた人のうち、だれ（どこ）にも相談しなかった人の割合を減らす	%	26.7 (H31(2019))	計画策定時の 実績値以下 (R7(2025))
DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす	% 女性 男性	49.7 41.1 (H30(2018))	計画策定時の 実績値以上 (R7(2025))
過去1年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす	%	4.8 (H31(2019))	計画策定時の 実績値以下 (R7(2025))
基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成			
社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす	% 女性 男性	4.6 10.8 (H30(2018))	計画策定時の 実績値以上 (R7(2025))
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	% 女性 男性	79.9 72.1 (H31(2019))	計画策定時の 実績値以上 (R7(2025))
全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす	%	75.7 (H31(2019))	計画策定時の 実績値以上 (R7(2025))

※ 「計画策定時の実績値」は、令和2(2020)年度実績値を指す。

【参考値】

以下の項目については、定期的に状況確認を行うこととする。

項 目	単位	現状値 (年度)
行政委員会における女性委員の割合	%	47.6 (H31(2019))
男女共同参画推進センター利用者の満足度	%	96.1 (H31(2019))

第3章 計画の推進体制

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲にわたるため、全庁的に推進していく必要があります。また、「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」への参画による国、県、経済団体等との連携、学識経験者等によって構成される「男女共同参画審議会」などの会議の活用、「男女共同参画推進センター」や「男女共同参画推進員」との連携・協力などによる取組の展開が必要となります。

庁内推進体制

1 男女共同参画推進本部

市長をトップとして、全ての局・区長等で構成する「男女共同参画推進本部」により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 横断的な取組の推進

案件に応じて、各種会議等を活用し、連携を図りながら、横断的な取組を推進し、諸問題に対応します。

3 男女共同参画基本計画の進行管理

毎年度、施策の指標の達成状況の把握や施策の推進状況を掲載した年次報告書を作成し、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。

4 職員一人一人による男女共同参画の実践

性別に関わりなく、職員の多様な個性と能力が発揮できる職場環境づくりを進めるとともに、男女共同参画についての理解を深め、その意識を養う研修を定期的に開催することで、職員一人一人が、職場で施策を推進するときはもとより、家庭・地域などにおいても、率先垂範して男女共同参画を実践していきます。

国、県、経済団体等との連携

1 働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま

国、県、市などの行政機関、経済団体・労働団体等が一体となって、女性が活躍できる環境の整備や仕事と家庭の両立に向けた取組などの推進を図ります。

施策等の審議・意見交換

1 男女共同参画審議会

市長の諮問機関であり、男女共同参画に関する学識経験者や公募委員などにより構成する「男女共同参画審議会」において、男女共同参画の施策の進捗状況などを検証し評価するなど、その機能を発揮します。

2 男女共同参画推進連携会議

事業者や有識者等で構成する「男女共同参画推進連携会議」において、市が行う事業についての意見交換などを行い、職場や家庭、地域における男女共同参画の取組の推進に寄与します。

市民等の参画の推進

1 男女共同参画推進センター

男女共同参画を推進する拠点施設である「男女共同参画推進センター」において、その運営主体となる指定管理者と連携を図りながら、積極的な事業を展開します。

2 男女共同参画推進員

男女共同参画について、広く市民の理解を得るため、「男女共同参画推進員」を養成・登録し、男女共同参画推進センターや公民館と連携して、男女共同参画に関する市民の学習の支援をはじめ、地域などで男女共同参画を推進するための活動を行います。

男女共同参画推進体制

庁内推進体制

■男女共同参画推進本部

本部長：市長

副本部長：副市長

構成員：各局・区長等

幹事会

幹事長：市民局人権啓発部長

副幹事長：男女共同参画課長

構成員：各局・区等庶務担当課長ほか

施策連携

■各局・区

各種会議等

連絡調整・推進状況報告

推進状況報告・指示決定

■男女共同参画課

- ・男女共同参画の推進に係る企画調整
- ・男女共同参画基本計画の立案・推進、進行管理
- ・施策の推進状況の把握

連携による施策推進

働き方改革推進・働く女性
応援会議ひろしま

施策等の審議・意見交換

男女共同参画
審議会

男女共同参画
推進連携会議

市民等の参画の推進

男女共同参画
推進センター

男女共同参画
推進員

参 考 資 料

(写)

広 権 共 第 3 5 号

令和元年10月10日

広島市男女共同参画審議会会長 様

広島市長 松 井 一 實

第3次広島市男女共同参画基本計画の策定について（諮問）

広島市男女共同参画推進条例（平成13年広島市条例第55号）第8条第3項の規定に基づき、第3次広島市男女共同参画基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

趣 旨

広島市は、広島市男女共同参画推進条例に基づき、平成23年3月に「第2次広島市男女共同参画基本計画」を策定（平成28年3月に改定）し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この計画が令和2年度で満了するため、これまでの進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、第3次広島市男女共同参画基本計画を策定するにあたり、基本的な考え方についてお示しください。

広島市男女共同参画審議会の審議状況

年度	開催日等	議 事 等
2019 (平成 31)	10 月 10 日	○第 1 回男女共同参画審議会 ・ 第 3 次基本計画の策定について（諮問） ・ 広島市男女共同参画に関するアンケート調査等の実施について ・ 第 2 次基本計画の推進状況（平成 30(2018)年度）について
	12 月 5 日 ～12 月 20 日	＜広島市男女共同参画に関するアンケート調査の実施＞
	12 月 12 日 ～1 月 17 日	＜広島市配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査の実施＞
2020 (令和 2)	5 月 28 日	＜広島市議会の安心社会づくり対策特別委員会に男女共同参画に関するアンケート等の調査結果を説明＞
	7 月 29 日	●第 1 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 第 2 次基本計画における現状と課題、施策の方向性についての検討
	8 月 27 日	●第 1 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（DV防止計画グループ） ・ 第 2 次基本計画における現状と課題、施策の方向性についての検討
	9 月 30 日	●第 2 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 第 3 次基本計画の構成及び指標の設定について
	10 月 28 日	○第 1 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次基本計画の推進状況（平成 31(2019)年度年次報告）について ・ 第 3 次基本計画（素案）について
	12 月 17 日	＜広島市議会の安心社会づくり対策特別委員会に第 3 次基本計画（素案）を説明＞
	12 月 21 日 ～1 月 20 日	＜第 3 次基本計画（素案）に関する市民意見募集＞
	3 月 4 日	○第 2 回男女共同参画審議会 ・ 第 3 次基本計画に関する答申（案）について

※ ○は審議会（全体会議）、●は検討部会

広島市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

令和3年(2021年)3月現在

	氏名	役職等	基本計画 グループ	DV防止計画 グループ
1	井手口 ヤヨイ	広島市男女共同参画推進員	●	
2	伊藤 唯道	広島市保育連盟会長	●	
3	岩室 浩	広島県警察本部生活安全部人身安全対策課課長補佐		●
4	大庭 直美	広島労働局雇用環境・均等室長	●	
5	北 佳弘	一般社団法人パパフレンド協会代表理事	●	
6	貴田 月美	広島市女性団体連絡会議啓発部会長		●
7	○ 北仲 千里	広島大学ハラスメント相談室准教授	●	●
8	◎ 木谷 宏	県立広島大学大学院経営管理研究科教授	●	●
9	牛来 千鶴	株式会社ソアラサービス代表取締役社長	●	
10	佐々木 慎二	広島商工会議所会員部部長	●	
11	佐田尾 信作	中国新聞社特別論説委員		●
12	武市 浩二	日本労働組合総連合会広島県連合会 広島地域協議会事務局長	●	
13	寺本 佳代	法律事務所八丁堀法律センター弁護士		●
14	中谷 久恵	広島大学大学院医系科学研究科教授	●	
15	山手 園子	市民委員	●	

※ ◎は会長、○は副会長

(11名)

(6名)

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて
きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女
が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別
にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが
できる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となってい
る。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社
会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促
進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公
共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組
を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実
現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形
成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及
び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社
会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め
ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計
画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野
における活動に参画する機会が確保され、もって男女
が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享
受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を
形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女
のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供す
ることをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機
会が確保されることその他の男女の人権が尊重される
ことを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を
反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立
でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形
成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、

社会における制度又は慣行が男女の社会における活動
の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものと
するように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策
又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し
て参画する機会が確保されることを旨として、行われな
なければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女
が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の
介護その他の家庭生活における活動について家族の一
員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の
活動を行うことができるようにすることを旨として、行
われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会におけ
る取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女
共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなけ
ばならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画
社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」とい
う。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関
する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合
的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同
参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及
びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施
策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会
のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成に寄与するように努めなければなら
ない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す
る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置
その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形
成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の
促進に関する施策についての報告を提出しなければなら
ない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の
形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会
の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、
これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基 本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す
る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同
参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男

女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正 令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第 2 条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

- 第 5 条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第 6 条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第 3 章 事業主行動計画等

第 1 節 事業主行動計画策定指針

- 第 7 条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第 1 項に規定する一般事業主行動計画及び第 19 条第 1 項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるもの

とする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の

公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができ

る。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 20 条 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定

期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、そ

の協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表すること

ができる。

(権限の委任)

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

一 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 第 10 条第 2 項（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかか

わらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に一条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定 公布の日

二～四 略

(罰則に関する経過措置)

第 34 条 この法律（附則第 1 条第 4 号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年 6 月 5 日法律第 24 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 3 条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 4 条の改正規定並びに次条及び附則第 6 条の規定 公布の日

二 第 2 条の規定 公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第 5 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 7 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正 令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第 3 条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第 6 号、第 5 条、第 8 条の 3 及び第 9 条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業

の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配

偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と

共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）の就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 4 号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としてい

る住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 三 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 四 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 58 条ノ 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができる

きない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定する場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、

裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 の 5 以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

（この法律の準用）

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令（前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項（第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援

助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「2 週間」とする。

(検討)

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、

第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

附 則 (令和元年 6 月 26 日法律第 46 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第 4 条 前 2 条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第 8 条 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 2 項の通報の対象となる同条第 1 項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第 1 項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

広島市男女共同参画推進条例

平成 13 年 9 月 28 日
条例第 55 号

原子爆弾によって壊滅的な被害を受けた広島は、日本国憲法の下、民主主義の成長とともに、奇跡的な復興を遂げる一方で、自らの悲惨な体験から、世界の平和を希求してきた。

平和とは紛争や戦争のない状態だけをいうのではない。すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる。男女においては、性別による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが必要である。それは、本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであり、これまで、各種の取組が行われてきた。

しかし、現実には、社会において、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、いまだに根強く残っており、男女平等の達成には多くの課題がある。

また、国際化、少子高齢化及び高度情報化が急速に進展する中で、豊かで生き生きとした地域を実現して未来に引き継いでいくためには、男女が互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野で対等に協力し、政策又は方針の立案及び決定に参画することが重要である。

このような男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選

択に対して中立でない影響を及ぼすことのないよう、配慮されること。

- (3) 男女が政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と、当該活動以外の職業生活における活動その他の活動を両立して行うことができること。
- (5) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康に関し、男女の人権が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

(本市の責務)

第 4 条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な予算上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 本市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に当たっては、市民及び事業者との交流、情報の交換その他の連携を行うものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

- 第 7 条** 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いをしてはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
 - 3 何人も、その配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第 8 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広島市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前 3 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(本市の政策の決定過程への女性の参画推進)

第 9 条 本市は、率先垂範して、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、次に掲げることに努めるものとする。

- (1) 執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員への女性の任命又は委嘱
- (2) 女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発
- (3) 職員が育児、介護等の家族的責任を果たすことを支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくり

(市民の理解を深めるための措置)

第10条 本市は、第3条に規定する基本理念に関する市民の理解を深めるため、市民の参画による懇談会の開催等の広報広聴活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画に関する教育又は学習の振興)

第11条 本市は、市民があらゆる機会を通じて男女共同参画についての関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育又は学習の振興を図るための必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の申し出への対応)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、広島市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出への対応)

第13条 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があった場合には、関係の機関又は団体と協力し適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、広島市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究)

第14条 本市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行うものとする。

(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

第15条 事業者は、雇用の分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 本市は、事業者が方針の決定過程における男女共同参画を推進するための措置を講じようとする場合において、当該措置に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。
- 3 本市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他の男女共同参画の状況について報告を求め、又は当該報告に応じた助言を行うことができる。
- 4 本市は、農林水産業、商工業その他の産業の自営業に従事する女性に対し、男女共同参画の推進に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。
- 5 本市は、前3項に規定するもののほか、事業者についての男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、国、広島県等と連携又は調整を行うものとする。

(民間の団体の活動に対する支援)

第16条 本市は、方針の決定過程への女性の参画の推進、男女共同参画に向けた自主的な活動その他の男女共同参画の推進のための活動を行う民間の団体に対し、当

該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(補助金交付における男女共同参画の推進に関する措置)

第17条 市長は、補助金の交付において、必要があると認めるときは、方針の決定過程への女性の参画の推進その他の男女共同参画の推進に関し適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(年次報告)

第18条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広島市男女共同参画審議会)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策並びに市長が必要と認める事項について審議し、又は建議するため、広島市男女共同参画審議会を置く。

- 2 前項の審議会の組織、所掌事務及び委員その他構成員並びにその運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第3章 雑則

(委任規定)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

男女共同参画に関する広島市・国・世界の動き

年	広島市	国	世界(国連)
1975年 (昭和50年)		「婦人問題企画推進本部」設置	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択
1976年 国連婦人の十年	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」策定	
	1978年 (昭和53年)	広島市新基本計画に、婦人対策を位置付け	
	1979年 (昭和54年)	「青少年婦人対策課」設置	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
	1980年 (昭和55年)		「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択
	1982年 (昭和57年)	婦人教育会館開館	
	1985年 (昭和60年)	「広島市婦人問題懇話会」設置	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)	「ひろしま21世紀女性プラン」策定 「広島市女性問題協議会」設置 「広島市女性に関する行政推進連絡会議」設置(局長会長)		
1990年 (平成2年)			国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991年 (平成3年)		「育児休業法」公布 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定	
1992年 (平成4年)	「女性行政推進課」設置(専管組織)		
1994年 (平成6年)		「男女共同参画審議会」設置(政令) 「男女共同参画推進本部」設置	
1995年 (平成7年)		「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)	「ひろしま21世紀男女共同参画プラン」策定 「広島市女性行政推進本部」設置(市長本部長)	「男女共同参画審議会」設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正	
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
2000年 (平成12年)	庁内の推進本部を「広島市男女共同参画推進本部」、庁内組織を「男女共同参画室」、協議会を「広島市男女共同参画協議会」に、各々名称変更	「男女共同参画基本計画」策定	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)
2001年 (平成13年)	「広島市男女共同参画推進条例」公布、施行 「広島市男女共同参画審議会」設置(条例)	内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 「DV防止法」公布、施行 「育児・介護休業法」改正	

年	広島市	国	世界(国連)
2003年 (平成15年)	「広島市男女共同参画基本計画(第1期)」策定		
2004年 (平成16年)		「DV防止法」改正 「育児・介護休業法」改正	
2005年 (平成17年)		「第2次男女共同参画基本計画」策定	
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	
2007年 (平成19年)		「DV防止法」改正	
2008年 (平成20年)	「広島市男女共同参画基本計画(第2期)」策定 庁内組織を「男女共同参画課」に名称変更		
2009年 (平成21年)	「広島市配偶者暴力相談支援センター」設置	「育児・介護休業法」改正	
2010年 (平成22年)	「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定	「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011年 (平成23年)	「第2次広島市男女共同参画基本計画」策定		UN Women正式発足
2012年 (平成24年)	男女共同参画推進センター開館	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議
2013年 (平成25年)		「DV防止法」改正 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置付け	
2014年 (平成26年)		「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる。	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議
2015年 (平成27年)		「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 「女性活躍推進法」公布、一部施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定	国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 国連持続可能な開発サミット「持続可能な開発目標(SDGs)」採択
2016年 (平成28年)	「第2次広島市男女共同参画基本計画」及び「広島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」中間見直し	「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」改正 「女性活躍推進法」完全施行 「女性活躍加速のための重点方針2016」策定	
2017年 (平成29年)		「育児・介護休業法」改正 「女性活躍加速のための重点方針2017」策定	
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画推進法」公布、施行 「女性活躍加速のための重点方針2018」策定	
2019年 (平成31年／令和元年)		「女性活躍推進法」改正 「労働施策総合推進法」等改正 「DV防止法」、「児童福祉法」改正 「女性活躍加速のための重点方針2019」策定	「国際女性会議WAW!/Women20」開催(東京)
2020年 (令和2年)		「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 「女性活躍加速のための重点方針2020」策定 「第5次男女共同参画基本計画」策定	
2021年 (令和3年)	「第3次広島市男女共同参画基本計画」策定		

用語解説

【あ行】

用 語	解 説
育児・介護休業法 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)	育児又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るとともに、職業生活と家庭生活との両立への支援を通じてその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的として、平成3年(1991年)5月に「育児休業法」として公布、平成7年(1995年)6月に「育児・介護休業法」として改正された法律。平成21年(2009年)には、事業主に対する3歳未満の子どもを持つ労働者への短時間勤務・所定外労働時間免除制度の義務化や介護休暇の創設を盛り込んだ改正が行われた。
S N S	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
N P O	Non-Profit Organizationの略。継続的・自発的にボランティア活動などの社会貢献活動に取り組む民間の非営利活動組織のこと。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。
L字カーブ	日本の女性の年齢階級別の正規雇用労働者比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20歳代後半に5割を超えてピークに達した後、一貫して下がり続け、アルファベットのLのような形になることをいう。これは、女性の働き方が依然としてフルタイムの正規雇用とパートタイムの非正規雇用に二極化し、出産後、育児等との両立のため非正規雇用を選択せざるを得ない女性が多いためと考えられる。
L G B T	女性の同性愛者を指すレズビアン(Lesbian)、男性の同性愛者を指すゲイ(Gay)、両性愛者を指すバイセクシャル(Bisexual)、身体と心の性が一致しないため、身体の性に違和感を持つ者を指すトランスジェンダー(Transgender)の頭文字を組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉の一つである。
エンパワーメント	意思決定過程に参画し、自立的な力を付けること。

【か行】

用 語	解 説
家族経営協定	農業を営む家族が、経営や家庭生活全般について話し合い、経営の役割分担や収益配分、就業条件等を取り決め、それを家族間のルールとして文書にすること。
キャリア形成	職務経験を通じて、職業に関連する専門的な知識や技術などの職業能力を形成していくこと。
キャリア教育	望ましい職業観や勤労観、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力と態度を育てる教育
固定的な性別役割分担意識	男女は性別によって、「男は仕事、女は家庭」といったようにその役割が定められているという考え方であり、男女が分かち合うべき家事や子育て、介護などの役割を女性にのみ期待することをいう。こうした考え方は、女性の能力開発や社会参画を阻む要因の一つとなっている。

【さ行】

用 語	解 説
持続可能な開発目標 (SDGs)	平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年(2030 年)を年限とする 17 の国際目標。 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、開発途上国だけでなく先進国を含む全ての国々が取り組む目標とされている。
女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、令和 8 年(2026 年)3 月までの 10 年間の時限立法として、平成 27 年(2015 年)9 月に公布された法律。地方公共団体が推進計画を策定・公表するとともに、地方公共団体及び 301 人以上の労働者を雇用する企業に、女性の活躍状況を把握し、課題分析した上で、女性の職業生活における活躍を推進するための事業主行動計画を策定することを義務付けた。令和元年(2019 年)には、一般事業主行動計画策定義務対象について 101 人以上の労働者を雇用する事業主への拡大等を盛り込んだ改正が行われた。
女性に対する(あらゆる)暴力	公的生活で起きるか私的生活で起きるかを問わず、性別に基づく暴力行為であって、女性に対して肉体的、性的、心理的な傷害や苦しみをもたらす行為やそのような行為を行うという脅迫等をいい、ドメスティック・バイオレンス(DV)、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等を含む。
女性に対する暴力をなくす運動	毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日(11 月 25 日は「女性に対する暴力撤廃の国際デー」)までの 2 週間を運動期間とし、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図る。
ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者やその家族等に対して、つきまとい・待ち伏せ・押しかけなどを繰り返し行うこと。
性差医療	男女比が圧倒的にどちらかに偏っている病気、発症率はほぼ同じでも男女間でその経過に差があるもの、生理的、生物学的解明が男性又は女性で遅れている病態及び社会的な男女の地位と健康の関連などについて研究を進め、その結果を病気の診断、治療、予防法に反映することを目的とした医療であり、その実践の場として「女性外来」などが設置されることとなった。
性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ)	性的指向(恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念)や性自認(自分の性をどのように認識しているのかを示す概念)において少数である人を指す。
性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)	「性と生殖に関する健康」とは、平成 6 年(1994 年)の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成 7 年(1995 年)の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、「性と生殖に関する権利」とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及び生殖に関する健康を得る権利」とされている。

セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかいなど、様々な形態のものが含まれる。職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、労働者の意に反する性的な言動への対応により労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることであり、同性に対するものも含むとされている。
---------------	--

【た行】

用 語	解 説
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関する基本的理念と基本的な施策の枠組を定め、社会のあらゆる分野において国、地方公共団体及び国民の取組を総合的に推進することを目的として、平成 11 年(1999 年)6 月に公布された法律。男女共同参画社会の実現のための 5 つの基本理念（男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調）を掲げ、行政（国、地方自治体）と国民それぞれが果たすべき役割を定めている。
男女共同参画週間	「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年(1999 年)6 月 23 日を踏まえ、毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指す。
男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として、昭和 60 年(1985 年)6 月に「勤労婦人福祉法」から改正された法律。平成 9 年(1997 年)には事業主に対するセクシュアル・ハラスメント防止措置の義務化、平成 18 年(2006 年)には男女双方に対する差別や妊娠、出産等を理由とした不利益取扱いの禁止、平成 28 年(2016 年)には妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置の義務化などを盛り込んだ改正が行われた。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での生活を総合的に支援する機関であり、専門の職員（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）が、介護予防の支援をはじめ、介護や保健・医療・福祉など様々な相談に応じる。
デートDV	ドメスティック・バイオレンス（DV）のうち、主に 10 歳代から 20 歳代の若者間で起こる婚姻関係がない交際相手からの暴力のこと。
DV 防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成 13 年(2001 年)4 月に公布された法律。平成 25 年(2013 年)には、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力及びその被害者について、本法律を準用すること、令和元年(2019 年)には、児童虐待と密接な関連があるとされる DV の被害者の適切な保護が行われるよう、児童相談所と相互に連携・協力すべき旨を盛り込んだ改正が行われた。
テレワーク	I C T（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方をいう。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や交際相手からの暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、大声でどなる、無視するといった「精神的な暴力」、嫌がっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」も暴力に含まれる。

【は行】

用 語	解 説
パートナーシップ宣誓制度	一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を提出し、広島市が受領証および受領カードを交付するもの。
配偶者暴力相談支援センター	DV防止法に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、①相談又は相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、⑥保護命令制度の利用についての情報提供などを行う。都道府県の婦人相談所がその機能を果たすとされ、同法の平成19年(2007年)の改正により、市町村においても設置に努めるものとされた。
パワー・ハラスメント	職場において、優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超え、労働者の就業環境を害することを指す。令和元年(2019年)6月の労働施策総合推進法の改正により、事業主に対し、職場におけるパワー・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を行うことが義務付けられた。
婦人相談所	売春防止法に基づき、都道府県に設置が義務付けられた機関で、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性などに対する相談、指導、一時保護を行う。一時保護所を併設。DV防止法により、配偶者暴力相談支援センターとしての機能も果たすものとされた。

【ま行】

用 語	解 説
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育児休業等を理由とする嫌がらせなどや不利益な取扱いを指す。妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇、不利益な異動、減給、降格など、事業主からの不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法で禁止されている。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。

【ら行】

用 語	解 説
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

【わ行】

用 語	解 説
ワーク・ライフ・バランス	男性も女性もあらゆる世代の誰もが、仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を、自分が希望するバランスで行うことができる状態のこと。

名 称	第 3 次広島市男女共同参画基本計画
主 管 課	広島市市民局人権啓発部男女共同参画課
所 在 地	〒730－8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 TEL : 082-504-2108 FAX : 082-504-2609 E-mail : danjo@city.hiroshima.lg.jp
発 行 年 月	令和 3 年(2021 年)6 月
登 録 番 号	広 G7-2021-101



広島市男女共同参画推進
シンボルマーク